

本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。

# 日本トレンド・セレクト

ハイパー・ウェイブ  
リバース・トレンド・オープン  
日本トレンド・マネーポートフォリオ

追加型株式投資信託／派生商品型／自動けいぞく投資専用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

# 日本トレンド・セレクト

ハイパー・ウェイブ  
リバース・トレンド・オープン  
日本トレンド・マネーポートフォリオ

追加型株式投資信託／派生商品型／自動けいぞく投資専用

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

1. この目論見書により行なう「日本トレンド・セレクト」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年4月11日に関東財務局長に提出しており、平成18年4月12日にその効力が発生しております。
2. 当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
3. 「日本トレンド・セレクト」は、主に短期公社債に投資するとともに、株価指数先物取引なども積極的に活用するため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

有価証券届出書提出日 : 平成18年4月11日  
発行者名 : 日興アセットマネジメント株式会社  
代表者の役職氏名 : 取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー  
本店の所在の場所 : 東京都千代田区有楽町一丁目1番3号

#### 届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係る  
ファンドの名称 : 日本トレンド・セレクト  
ハイパー・ウェイブ  
リバース・トレンド・オープン  
日本トレンド・マネーポートフォリオ

募集内国投資信託受益証券の金額 : 継続募集額 各ファンド毎に上限1兆円

有価証券届出書の写しを縦覧に供  
する場所 : 該当事項はありません。

# 投資信託振替制度への移行について（お知らせ）

## 投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約などにおける決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

## 振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加設定される受益権の帰属は、日興アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「第一部 証券情報」-「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとし、

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「第二部 ファンド情報」-「第 1 ファンドの状況」-「7 管理及び運営の概要」に記載の「約款変更」の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権 を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは、後述の「信託約款（平成 19 年 1 月 4 日実施予定）の変更内容について」をご覧ください。

以上

# ファンドの概要

## 日本トレンド・セレクト

<ハイパー・ウェイブ> <リバース・トレンド・オープン>

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

商品分類	追加型株式投資信託 / 派生商品型 / 自動けいぞく投資専用	
ファンドの目的	ハイパー・ウェイブ	有価証券を組み入れつつ株価指数先物取引を積極的に活用し、株式市場全体の動きを上回る収益の変動をめざした運用を行ないます。
	リバース・トレンド・オープン	有価証券を組み入れつつ株価指数先物取引を積極的に活用し、株式市場全体の動きと反対の収益の変動をめざした運用を行ないます。
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	信託財産の着実な成長をはかることを目標として安定運用を行ないます。
主な投資対象	ハイパー・ウェイブ	短期公社債を主要投資対象とします。なお、わが国の証券取引所上場株式に投資することができます。
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	わが国の公社債を主要投資対象とします。
主な投資制限	ハイパー・ウェイブ	・ 株式への投資割合には制限を設けません。 ・ 外貨建資産への投資は行ないません。
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	・ 株式への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ・ 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします
主なリスク	・ 価格変動リスク ・ 信用リスク ・ 流動性リスク ・ 為替変動リスク	
信託期間	ハイパー・ウェイブ	平成 22 年 1 月 12 日とします（平成 7 年 1 月 17 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	平成 22 年 1 月 12 日とします（平成 8 年 12 月 2 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	毎年 1 月 11 日（休業日の場合は翌営業日）	

# ファンドの概要

収益分配	ハイパー・ウェイブ	毎決算時に、利子・配当収入は原則として全額を分配します。売買益からの分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配金額は1万口当たり10円以上10円単位とします。ただし、分配対象額が1万口当たり10円未満の場合には分配を行いません。</li> <li>・原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。</li> </ul>	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.966%（税抜0.92%） 日本トレンド・マネーポートフォリオの信託報酬は別料率です。	
申込価額	取得申込受付日の基準価額とします。	
申込単位	申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。	
申込手数料	ハイパー・ウェイブ	販売会社が定めるものとします。お申込手数料につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社におけるお申込手数料率は2.1%（税抜2%）が上限となっております。
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	ありません。 （他のポートフォリオからのスイッチングのみ）
スイッチング手数料	ハイパー・ウェイブ	販売会社が定めるものとします。スイッチング手数料につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社におけるスイッチング手数料率は0.21%（税抜0.2%）が上限となっております。
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	ありません。
途中換金	原則として、いつでも換金が可能です。	
解約価額	ハイパー・ウェイブ	解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	解約請求受付日の基準価額とします。

# ファンドの概要

換金単位	1口単位 販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	
換金手数料	ありません。	
信託財産留保額	ハイパー・ウェイブ	換金時の基準価額に1%の率を乗じて得た額 (1口当たり)
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネー ポートフォリオ	ありません。
解約代金の支払い	原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。	

商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

## 照会先

### 日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120 - 25 - 1404

〔 9 : 00 ~ 17 : 00 土、日、祝日は除く。  
ただし、半休日となる場合は9 : 00 ~ 12 : 00 〕

# 目次

	頁
第一部 証券情報 .....	1
(1) ファンドの名称	(7) 申込期間
(2) 内国投資信託受益証券の形態等	(8) 申込取扱場所
(3) 発行(売出)価額の総額	(9) 払込期日
(4) 発行(売出)価格	(10) 払込取扱場所
(5) 申込手数料	(11) 振替機関に関する事項
(6) 申込単位	(12) その他
第二部 ファンド情報 .....	4
第1 ファンドの状況 .....	4
1 ファンドの性格 .....	4
(1) ファンドの目的及び基本的性格	
(2) ファンドの仕組み	
2 投資方針 .....	12
(1) 投資方針	
(2) 投資対象	
(3) 運用体制	
(4) 配分方針	
(5) 投資制限	
3 投資リスク .....	16
4 手数料等及び税金 .....	19
(1) 申込手数料	
(2) 換金(解約)手数料	
(3) 信託報酬等	
(4) その他の手数料等	
(5) 課税上の取扱い	
5 運用状況 .....	25
(1) 投資状況	
(2) 投資資産	
投資有価証券の主要銘柄	
投資不動産物件	
その他投資資産の主要なもの	
(3) 運用実績	
純資産の推移	
分配の推移	
収益率の推移	
6 手続等の概要 .....	33
7 管理及び運営の概要 .....	37
第2 財務ハイライト情報 .....	41
1 貸借対照表	
2 損益及び剰余金計算書	
第3 内国投資信託受益証券事務の概要 .....	49
第4 ファンドの詳細情報の項目 .....	50
約 款 .....	51
(ご参考:「信託約款(平成19年1月4日実施予定)の変更内容について」)	



## 第一部 証券情報

### (1) ファンドの名称

日本トレンド・セレクト

ハイパー・ウェイブ

リバース・トレンド・オープン

日本トレンド・マネーポートフォリオ

- ・上記を総称して、または各々を称して「日本トレンド・セレクト」、「ファンド」または「ポートフォリオ」といいます。

### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

- ・無記名式の追加型証券投資信託受益証券です。(以下「受益証券」といいます。)
- ・格付は取得してありません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 発行(売出)価額の総額

各ファンド毎に、1兆円を上限とします。

### (4) 発行(売出)価格

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5) 申込手数料

販売会社が定めるものとします。お申込手数料およびスイッチング手数料につきましては、販売会社ないしは「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

申込手数料

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

- ・販売会社におけるお申込手数料率は2.1%(税抜2%)が上限となっております。
- ・お申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の基準価額にお申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。
- ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

日本トレンド・マネーポートフォリオのお申込みは、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。

## スイッチング手数料

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

販売会社におけるスイッチング手数料率は 0.21% (税抜 0.2%) が上限となっております。

- ・スイッチング手数料の額 (1口当たり) は、取得するファンドの取得申込受付日の基準価額にスイッチング手数料率を乗じて得た額とします。
- ・なお、換金するファンドには、換金時の基準価額に 1% の率を乗じて得た額の信託財産留保額 (1口当たり) が差し引かれます。ただし、日本トレンド・マネーポートフォリオには、信託財産留保額はかかりません。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

他のファンドから日本トレンド・マネーポートフォリオへのスイッチングには手数料はかかりません。

## (6) 申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

## (7) 申込期間

平成 18 年 4 月 12 日から平成 19 年 4 月 11 日とします。

- ・平成 19 年 4 月 12 日以降のお申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 申込取扱場所

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

(9:00~17:00 土、日、祝日は除く。)

ただし、半休日となる場合は 9:00~12:00)

## (9) 払込期日

- ・取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。お申込金額には利息は付利されません。
  - ・お申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額 (設定総額) は、追加設定を行なう日に販売会社より委託会社の口座に払い込まれます。
  - ・委託会社は、発行価額の総額 (設定総額) を、追加設定を行なう日に受託会社のファンドの口座に振り込みます。
- なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より投資信託振替制度 (「振替制度」と称する場合があります。) に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額 (設定総額) は、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社のファンドの口座に払い込まれます。

## (10) 払込取扱場所

お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

## (11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) その他

振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約などにおける決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

- ・委託会社は、「第二部 ファンド情報 - 第 1 ファンドの状況 - 7 管理及び運営の概要 - (1) 資産管理等の概要 - その他 - 2) 信託約款の変更」のホ)の手続きにより信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。
- ・振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

###### ファンドの目的

ファンド	分類	基本方針
ハイパー・ウェイブ	派生商品型	有価証券を組み入れつつ株価指数先物取引を積極的に活用し、株式市場全体の動きを上回る収益の変動をめざした運用を行ないます。
リバース・トレンド・オープン		有価証券を組み入れつつ株価指数先物取引を積極的に活用し、株式市場全体の動きと反対の収益の変動をめざした運用を行ないます。
日本トレンド・マネーポートフォリオ	-	信託財産の着実な成長をはかることを目標として安定運用を行ないます。

###### ファンドの基本的性格

###### 追加型株式投資信託 / 派生商品型

「派生商品型」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「派生商品を積極的に活用するファンドでヘッジ目的以外に用いるもの」として分類されるファンドをいいます。

###### ファンドの特色

##### 1) 「日本トレンド・セレクト」は3本のファンドで構成されています。

株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざすハイパー・ウェイブ、概ね反対の投資成果をめざすリバース・トレンド・オープンと、投資資金を一時的に待機させる機能をもつ日本トレンド・マネーポートフォリオの3本で構成されています。

##### 2) 積極的に株価指数先物取引を活用します。

###### <ハイパー・ウェイブ>

株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざします。

- ・ 株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざすため、原則として、株式組入総額と株価指数先物取引の買建総額の組入合計額が純資産総額に対して2倍程度になるように日々調整を行ないますが、委託証拠金率の水準などによっては2倍以下とすることがあります。
- ・ 先物取引の売買高などを勘案して、主として日経平均株価(225種)先物取引を行ないます。売買高など市場状況の変化に応じて日経株価指数300先物取引、TOPIX先物取引を活用することもあります。

結果として、当ファンドの基準価額は、株式市場全体が上昇する際には大きく値上がりし、株式市場全体が下落する際には大きく値下がります。非常に値動きの大きなファンドですので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

###### <リバース・トレンド・オープン>

株式市場全体の値動きの概ね反対の投資成果をめざします。

- ・ 株式市場全体の値動きの概ね反対の投資成果をめざすため、原則として株価指数先物取引の売建総額が純資産総額に対してほぼ同額になるように日々調整を行ないます。

- ・先物取引の売買高などを勘案して、主として日経平均株価（225種）先物取引を行いません。売買高など市場状況の変化に応じて日経株価指数300先物取引、TOPIX先物取引を活用することもあります。

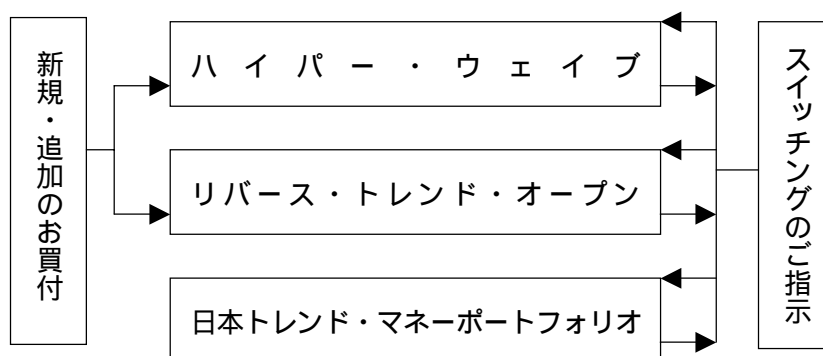
結果として、当ファンドの基準価額は、株式市場全体が上昇する際には値下がりし、株式市場全体が下落する際には値上がりします。当ファンドは特殊な値動きをするファンドですので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

株価指数先物取引とは・・・

投資家があらかじめ約定する株価指数の数値と将来の特定の期日における現実の株価指数の数値との差に相当する金銭の授受を約する取引です。また、将来の特定の期日までは転売または買戻しにより決済することができ、期限の到来による決済もすべて差金決済となります。先物取引の場合は現物の取引と異なり、約定額よりも少ない金額で取引ができます。

3) 原則として、いつでもスイッチング（乗換え）ができます。

- ・当ファンドは、ご投資家の皆様のご判断により、原則として、いつでもファンド間のスイッチング（乗換え）を行なうことができます。
- ・スイッチング手数料の額（1口当たり）は、取得するファンドの取得申込受付日の基準価額にスイッチング手数料率を乗じた額です。
- ・ただし、日本トレンド・マネーポートフォリオへのスイッチングは無手数料で行なうことができます。なお、日本トレンド・マネーポートフォリオのお申込みは、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。
- ・換金するファンドには信託財産留保額がかかります。換金時に、基準価額に1%の率を乗じて得た額の信託財産留保額（1口当たり）が差し引かれます。ただし、日本トレンド・マネーポートフォリオには信託財産留保額はありません。



4) 基準価額は大きく変動します。

株式など値動きのある証券に投資し、積極的に株価指数先物取引を活用しますので基準価額は大きく変動します。

## 基準価額の変動について（Q &amp; A）

**Q1 ハイパー・ウェイブでは、常に純資産総額に対して買建額が2倍程度になるよう組入調整を行なうのですか。**

**A1 次のような場合には、2倍程度とは限りません。**

株式市場を取り巻く環境の変化に応じて、証券取引所が定める委託証拠金の水準が引き上げられていく過程においては、その後の株式市場の下落時に必要となる追加証拠金の差入可能額を十分に考慮したうえで、純資産総額に対する株価指数先物取引などの組入倍率のメドを2倍以下（例えば1.8倍、1.5倍、1.3倍など）に引き下げていくなどの措置を講じます。また、ファンドの純資産総額に占める評価損の合計額の状況によっては、あらかじめ上記と同様の措置を採ることもあります。

追加設定・解約はお申込受付日の翌営業日にファンドに反映されますが、設定金額と解約金額の差額分の売買に対しては、原則として当日中に株価指数先物取引を行なう方針です。従って、追加設定が多い場合には組入れは2倍を上回り、解約が多い場合には組入れは2倍を下回ります。

株式市場の大幅な変動に伴ない、株価指数先物取引の売買が成立しない場合などには、組入調整が出来ないこともあります。

**Q2 リバース・トレンド・オープンでは、常に純資産総額に対して売建額がほぼ同額になるよう組入調整を行なうのですか。**

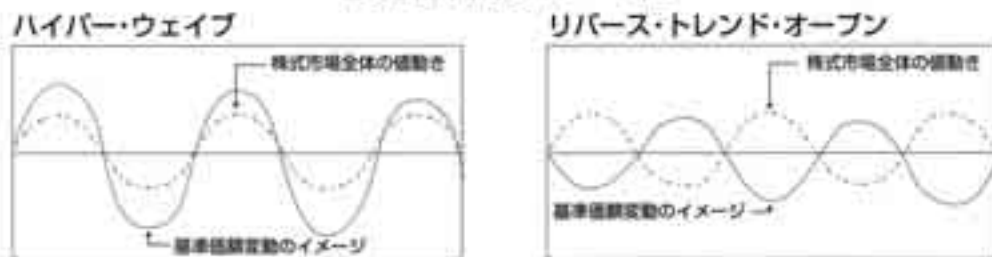
**A2 次のような場合には、ほぼ同額とは限りません。**

証券取引所の定める委託証拠金率の水準などによっては、純資産総額を下回る組入れにすることもあります。

追加設定・解約はお申込受付日の翌営業日にファンドに反映されますが、設定金額と解約金額の差額分の売買に対しては、原則として当日中に株価指数先物取引を行なう方針です。従って、追加設定が多い場合には売建額は純資産総額を上回り、解約が多い場合には純資産総額を下回ります。

株式市場の大幅な変動に伴ない、株価指数先物取引の売買が成立しない場合などには、組入調整が出来ないこともあります。

基準価額変動のイメージ図



(注) 上図は、あくまでイメージ図であり、実際の基準価額の動きとは異なります。

価格変動リスク

ハイパー・ウェイブ、リバース・トレンド・オープンは、積極的に株価指数先物取引を活用するため、特殊な値動きとなり、日々の基準価額の変動が大きくなります。

**Q3 日々の基準価額の値動きが株式市場全体の値動きの2倍または正反対の動きをした場合には、ファンド保有期間中の投資成果も、2倍または正反対になるのですか。**

**A3 投資家ごとのファンド保有期間中の投資成果は、日々の基準価額の値動きが株式市場全体の値動きの2倍または正反対の動きをした場合であっても、2日以上離れた日との比較においては、2倍または正反対の投資成果を得られるわけではありません。**

<例1>株式市場全体が上昇局面の場合

「ハイパー・ウェイブ」

前日からの騰落率 (小数第2位四捨五入)

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	5.0%	6.7%	13.4%
「ハイパー・ウェイブ」	-	10.0%	13.3%	26.8%

前日との比較では、株式市場全体の値動きに対して2倍になっています。

基準日からの騰落率 (小数第2位四捨五入)

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	5.0%	12.0%	27.0%
「ハイパー・ウェイブ」	-	10.0%	24.7%	58.1%

しかし、例えば、「基準日」から「3日後」まで比較しますと、株式市場全体の騰落率が+27.0%であるのに対し、当ファンドは+58.1%であり、株式市場全体の値動きの2倍になっていません。

「リバース・トレンド・オープン」

前日からの騰落率 (小数第2位四捨五入)

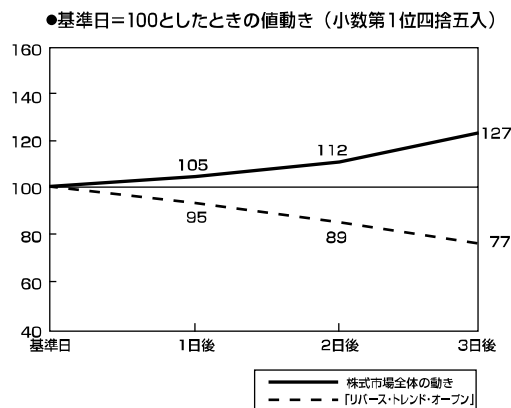
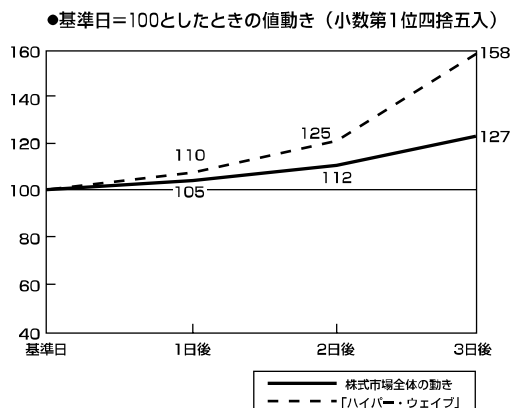
	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	5.0%	6.7%	13.4%
「リバース・トレンドオープン」	-	-5.0%	-6.7%	-13.4%

前日との比較では、株式市場全体の値動きに対して正反対になっています。

基準日からの騰落率 (小数第2位四捨五入)

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	5.0%	12.0%	27.0%
「リバース・トレンドオープン」	-	-5.0%	-11.3%	-23.2%

しかし、例えば、「基準日」から「3日後」まで比較しますと、株式市場全体の騰落率が+27.0%であるのに対し、当ファンドは-23.2%であり、株式市場全体の値動きの正反対になっていません。



<例2> 株式市場全体が下落局面の場合

「ハイパー・ウェイブ」

前日からの騰落率（小数第2位四捨五入）

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	-5.0%	-6.7%	-13.4%
「ハイパー・ウェイブ」	-	-10.0%	-13.3%	-26.8%

前日との比較では、株式市場全体の値動きに対して2倍になっています。

基準日からの騰落率（小数第2位四捨五入）

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	-5.0%	-11.3%	-23.2%
「ハイパー・ウェイブ」	-	-10.0%	-22.0%	-42.9%

しかし、例えば、「基準日」から「3日後」までと比較しますと、株式市場全体の騰落率が-23.2%であるのに対し、当ファンドは-42.9%であり、株式市場全体の値動きの2倍になっていません。

「リバース・トレンド・オープン」

前日からの騰落率（小数第2位四捨五入）

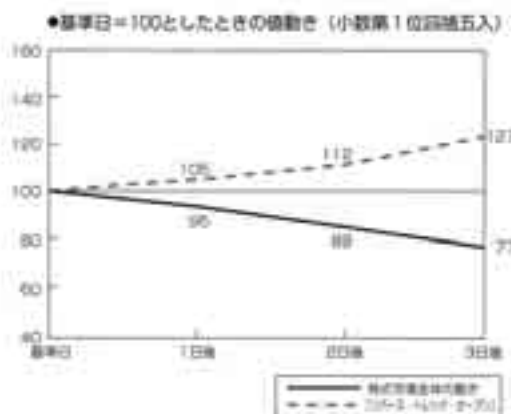
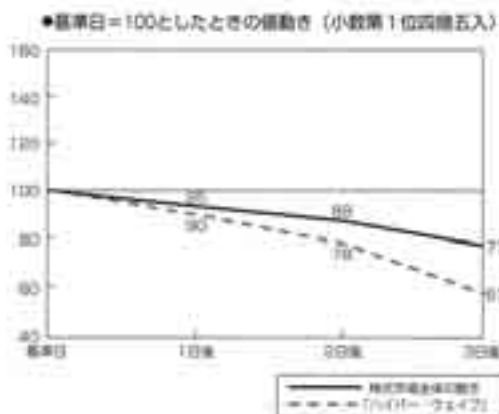
	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	-5.0%	-6.7%	-13.4%
「リバース・トレンド・オープン」	-	5.0%	6.7%	13.4%

前日との比較では、株式市場全体の値動きに対して正反対になっています。

基準日からの騰落率（小数第2位四捨五入）

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	-5.0%	-11.3%	-23.2%
「リバース・トレンド・オープン」	-	5.0%	12.0%	27.0%

しかし、例えば、「基準日」から「3日後」までと比較しますと、株式市場全体の騰落率が-23.2%であるのに対し、当ファンドは+27.0%であり、株式市場全体の値動きの正反対になっていません。



前記<例1>、<例2>はあくまでも計算例であり、株式市場全体の値動きと基準価額の関係をわかりやすく、強調して表したものです。実際の値動きを示唆したものではありません。

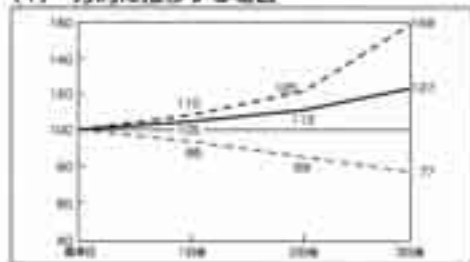


**Q4 株式市場全体が一方向的に動く場合と、上昇・下落をしながら動く場合とでは、ハイパー・ウェイブ、リバース・トレンド・オープンの基準価額の値動きは異なりますか。**

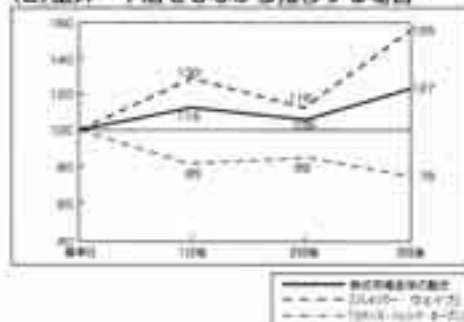
**A4 株式市場全体が上昇局面にある場合、下落局面にある場合のいずれの場合においても、一方向的に推移する場合に比べますと、上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押し下げられることとなります。**

〈例3〉 株式市場全体が上昇局面の場合

(1) 一方向的に推移する場合



(2) 上昇・下落をしながら推移する場合



[表 1] (小数第 1 位四捨五入)

	基準日	1 日後	2 日後	3 日後
株式市場全体の動き	100	105	112	127
「ハイパー・ウェイブ」	100	110	125	158
「リバース・トレンド・オープン」	100	95	89	77

[表 2] 前日からの騰落率 (小数第 2 位四捨五入)

	基準日	1 日後	2 日後	3 日後
株式市場全体の動き	-	5.0%	6.7%	13.4%
「ハイパー・ウェイブ」	-	10.0%	13.3%	26.8%
「リバース・トレンド・オープン」	-	-5.0%	-6.7%	-13.4%

[表 3] 基準日からの騰落率 (小数第 2 位四捨五入)

	基準日	1 日後	2 日後	3 日後
株式市場全体の動き	-	5.0%	12.0%	27.0%
「ハイパー・ウェイブ」	-	10.0%	24.7%	58.1%
「リバース・トレンド・オープン」	-	-5.0%	-11.3%	-23.2%

[表 4] (小数第 1 位四捨五入)

	基準日	1 日後	2 日後	3 日後
株式市場全体の動き	100	115	109	127
「ハイパー・ウェイブ」	100	130	116	155
「リバース・トレンド・オープン」	100	85	89	75

[表 5] 前日からの騰落率 (小数第 2 位四捨五入)

	基準日	1 日後	2 日後	3 日後
株式市場全体の動き	-	15.0%	-5.2%	16.5%
「ハイパー・ウェイブ」	-	30.0%	-10.4%	33.0%
「リバース・トレンド・オープン」	-	-15.0%	5.2%	-16.5%

[表 6] 基準日からの騰落率 (小数第 2 位四捨五入)

	基準日	1 日後	2 日後	3 日後
株式市場全体の動き	-	15.0%	9.0%	27.0%
「ハイパー・ウェイブ」	-	30.0%	16.4%	54.9%
「リバース・トレンド・オープン」	-	-15.0%	-10.6%	-25.3%

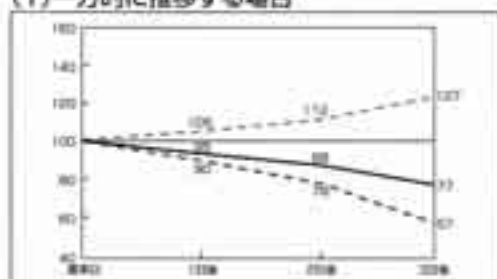
ファンドの日々の値動きは、(1)(2)のいずれの場合も、株式市場全体の値動きに対して2倍または正反対になっています(〔表 2,5〕参照)。また、「3日後」の株式市場全体は、(1)(2)のいずれの場合も同じ127まで上昇しています(〔表 1,4〕参照)。

ところが、「3日後」において、ハイパー・ウェイブは、(1)では158(基準日からの騰落率+58.1%)まで上昇しているのに対し、(2)では155(基準日からの騰落率+54.9%)までしか上昇しておらず、水準に差が生じています(〔表 1,4〕および〔表 3,6〕参照)。

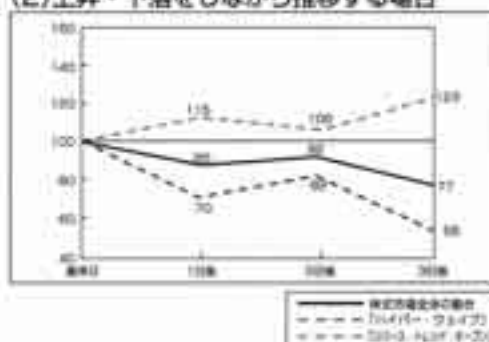
また、リバース・トレンド・オープンの場合も、「3日後」において、(1)では77(基準日からの騰落率-23.2%)となっているのに対し、(2)では75(基準日からの騰落率-25.3%)となっており、水準に差が生じています(〔表 1,4〕および〔表 3,6〕参照)。

上記の(2)のように、株式市場全体が、上昇・下落をしながら推移した場合には、基準価額は押し下げられることとなります。

〈例4〉 株式市場全体が下落する場合  
(1) 一方向的に推移する場合



(2) 上昇・下落をしながら推移する場合



[表 7] (小数第 1 位四捨五入)

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	100	95	89	77
「ハイパー・ウェイブ」	100	90	78	57
「リバース・トレンドオープン」	100	105	112	127

[表 8] 前日からの騰落率 (小数第 2 位四捨五入)

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	- 5.0%	- 6.7%	- 13.4%
「ハイパー・ウェイブ」	-	- 10.0%	- 13.3%	- 26.8%
「リバース・トレンドオープン」	-	5.0%	6.7%	13.4%

[表 9] 基準日からの騰落率 (小数第 2 位四捨五入)

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	- 5.0%	- 11.3%	- 23.2%
「ハイパー・ウェイブ」	-	- 10.0%	- 22.0%	- 42.9%
「リバース・トレンドオープン」	-	5.0%	12.0%	27.0%

[表 10] (小数第 1 位四捨五入)

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	100	85	92	77
「ハイパー・ウェイブ」	100	70	82	55
「リバース・トレンドオープン」	100	115	106	123

[表 11] 前日からの騰落率 (小数第 2 位四捨五入)

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	- 15.0%	8.2%	- 16.5%
「ハイパー・ウェイブ」	-	- 30.0%	16.5%	- 33.1%
「リバース・トレンドオープン」	-	15.0%	- 8.2%	16.5%

[表 12] 基準日からの騰落率 (小数第 2 位四捨五入)

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	- 15.0%	- 8.0%	- 23.2%
「ハイパー・ウェイブ」	-	- 30.0%	- 18.5%	- 45.4%
「リバース・トレンドオープン」	-	15.0%	5.5%	23.0%

ファンドの日々の値動きは、(1)(2)のいずれの場合も、株式市場全体の値動きに対して2倍または正反対になっています([表 8,11] 参照)。また、「3日後」の株式市場全体は、(1)(2)のいずれの場合も同じ77まで下落しています([表 7,10] 参照)。

ところが、「3日後」において、ハイパー・ウェイブは、(1)では57(基準日からの騰落率 - 42.9%)まで下落しているのに対し、(2)では55(基準日からの騰落率 - 45.4%)まで下落しており、水準に差が生じています([表 7,10] および [表 9,12] 参照)。

また、リバース・トレンド・オープンの場合は、「3日後」において、(1)では127(基準日からの騰落率 + 27.0%)となっているのに対し、(2)では123(基準日からの騰落率 + 23.0%)となっており、水準に差が生じています([表 7,10] および [表 9,12] 参照)。

上記の(2)のように、株式市場全体が、上昇・下落をしながら推移した場合には、基準価額は押し下げられることになります。

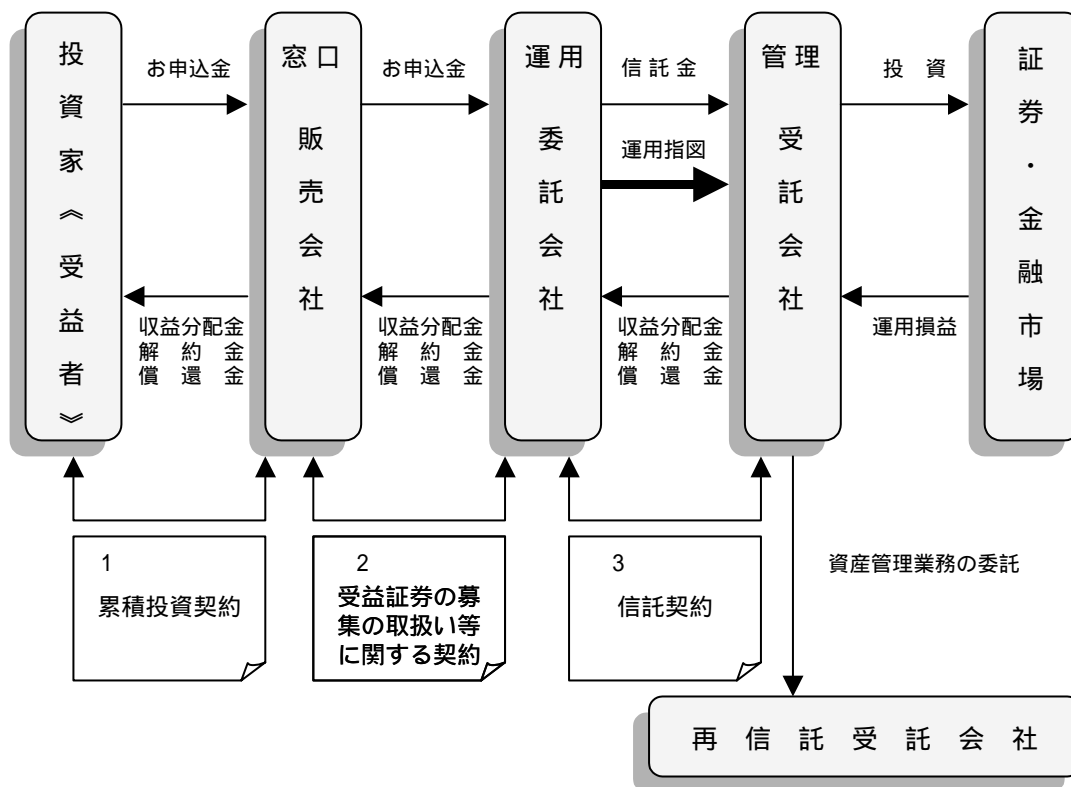
前記の例はあくまでも計算例であり、株式市場全体の値動きと基準価額との関係をわかりやすく、強調して表したものです。実際の基準価額とは直接関係ありません。

#### 信託金限度額

- ・各ファンド毎に1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) ファンドの仕組み

ファンド運営の仕組み



- 1 累積投資業務において取り扱う有価証券について、金銭の払込方法、有価証券の買付および保管の方法などを投資家と販売会社の間で規定したものです。基本的に収益分配金は再投資され、有価証券は販売会社において混蔵保管されます。「自動けいぞく投資契約」、「自動積立投資契約」などの名称が用いられることがあります。
- 2 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう受益証券の募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

関係法人の名称および役割

1) 販売会社

- ・受益証券の募集および販売の取扱い
- ・解約金、収益分配金および償還金の取扱い
- ・目論見書および運用報告書の交付 など

2) 委託会社

日興アセットマネジメント株式会社

- ・信託財産の運用指図
- ・受益証券の発行
- ・目論見書および運用報告書の作成 など

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券は発行しません。

## 3) 受託会社

住友信託銀行「ハイパー・ウェイブ」

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

再信託受託会社は、受託会社から当ファンドの資産管理業務の委託を受けた受託銀行です。

三菱UFJ信託銀行株式会社「リバーズ・トレンド・オープン」

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

再信託受託会社は、受託会社から当ファンドの資産管理業務の委託を受けた受託銀行です。

日興シティ信託銀行株式会社「日本トレンド・マネーポートフォリオ」

・信託財産の管理・保管

・信託財産の計算 など

委託会社の概況(平成18年2月末日現在)

## 1) 資本金

16,174百万円

## 2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

昭和35年：「証券投資信託法」(当時)に基づく免許を受けて営業を開始

昭和60年：投資顧問業開始

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

## 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社 日興コーディアルグループ	東京都中央区日本橋兜町6番5号	1,128,425株	61.69%
NAMホールディングス 株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	691,700株	37.82%

## 2 投資方針

## (1) 投資方針

## &lt;ハイパー・ウェイブ&gt;

- ・信託財産の50%以上短期公社債を組み入れます。株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざすため、原則として株式組入総額と株価指数先物取引の買建総額の組入合計額が純資産総額に対して約2倍程度になるように調整を行いません。
- ・設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を買建てもしくは転売するものとします。

## &lt;リバーズ・トレンド・オープン&gt;

- ・信託財産の50%以上短期公社債を組み入れます。株式市場全体の値動きの概ね反対の投資成果をめざすため、原則として株価指数先物取引の売建額が純資産総額に対してほぼ同額になるように調整を行いません。
- ・設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引の売建てもしくは買戻しするものとします。

## &lt;日本トレンド・マネーポートフォリオ&gt;

- ・主としてわが国の公社債に投資を行ない利息等収益の確保をはかります。

(2) 投資対象

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

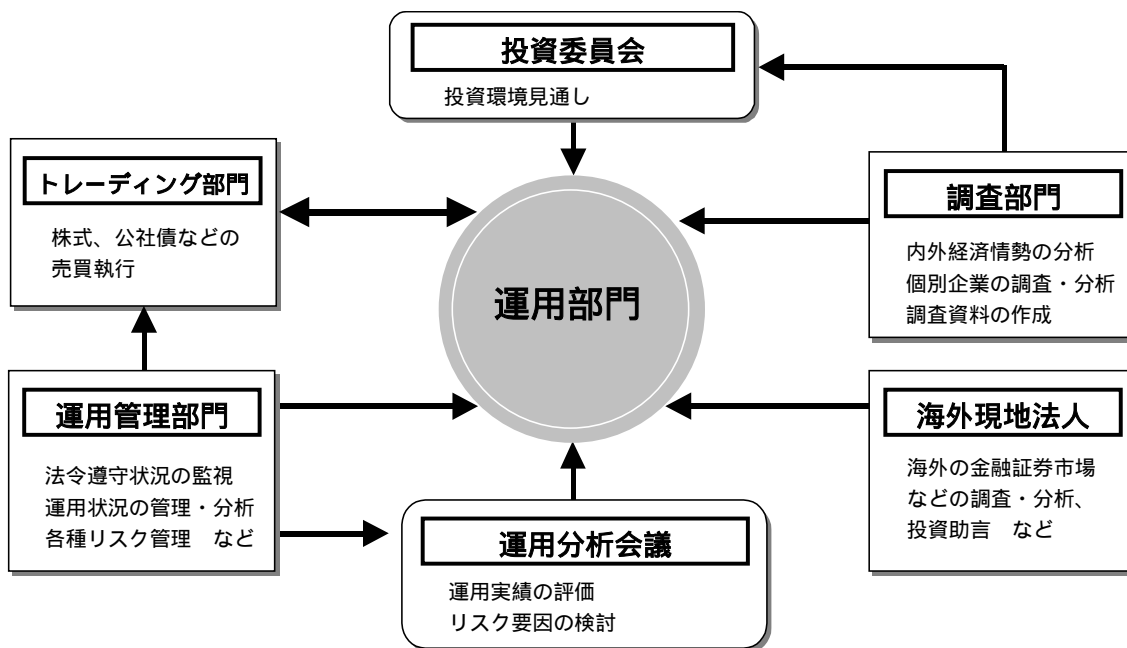
短期公社債を主要投資対象とします。なお、わが国の証券取引所上場株式に投資することができます。また、有価証券を組み入れつつ株価指数先物取引を積極的に活用します。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

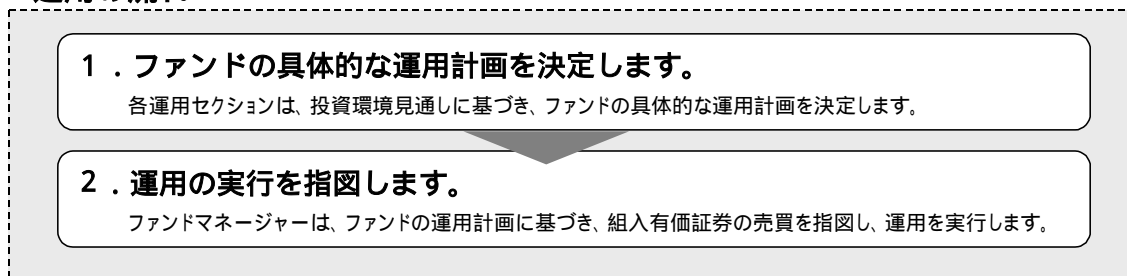
わが国の公社債を主要投資対象とします。

その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

(3) 運用体制



<運用の流れ>



上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 分配方針

## 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

## 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

## 2) 分配対象額についての分配方針

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

利子・配当収入は原則として全額を分配します。売買益からの分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。なお、収益分配金額は1万口当たり10円以上10円単位とします。ただし、分配対象額が1万口当たり10円未満の場合には分配を行ないません。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。なお、収益分配金額は1万口当たり10円以上10円単位とします。ただし、分配対象額が1万口当たり10円未満の場合には分配を行ないません。

## 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

## 収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に帰属します。当該収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 投資制限

## 約款に定める投資制限

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

2) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3) 外貨建資産への投資は行ないません。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

2) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

## 法令による投資制限

### 1) 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 2) 先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則）

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に 100 分の 50 を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイ) およびロ) に掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）並びにハ) およびニ) に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

イ) 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション等の売付約定に係るものを除きます。）

ロ) 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴ない発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

ハ) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

ニ) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価との差額であって評価損となるもの

### 3 投資リスク

#### (1) ファンドのリスク

- ・当ファンドは、主に短期公社債に投資するとともに、株価指数先物取引なども積極的に活用するため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

- ・一般に株式および株価指数先物取引の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式および株価指数先物取引の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

#### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

#### 信用リスク

一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<ハイパー・ウェイブ> は株式市場全体の値動きの2倍の連動、<リバース・トレンド・オープン> は株式市場全体の値動きと正反対の連動をお約束するものではありません。また、ともにあらかじめ一定の投資成果をお約束するものではありません。

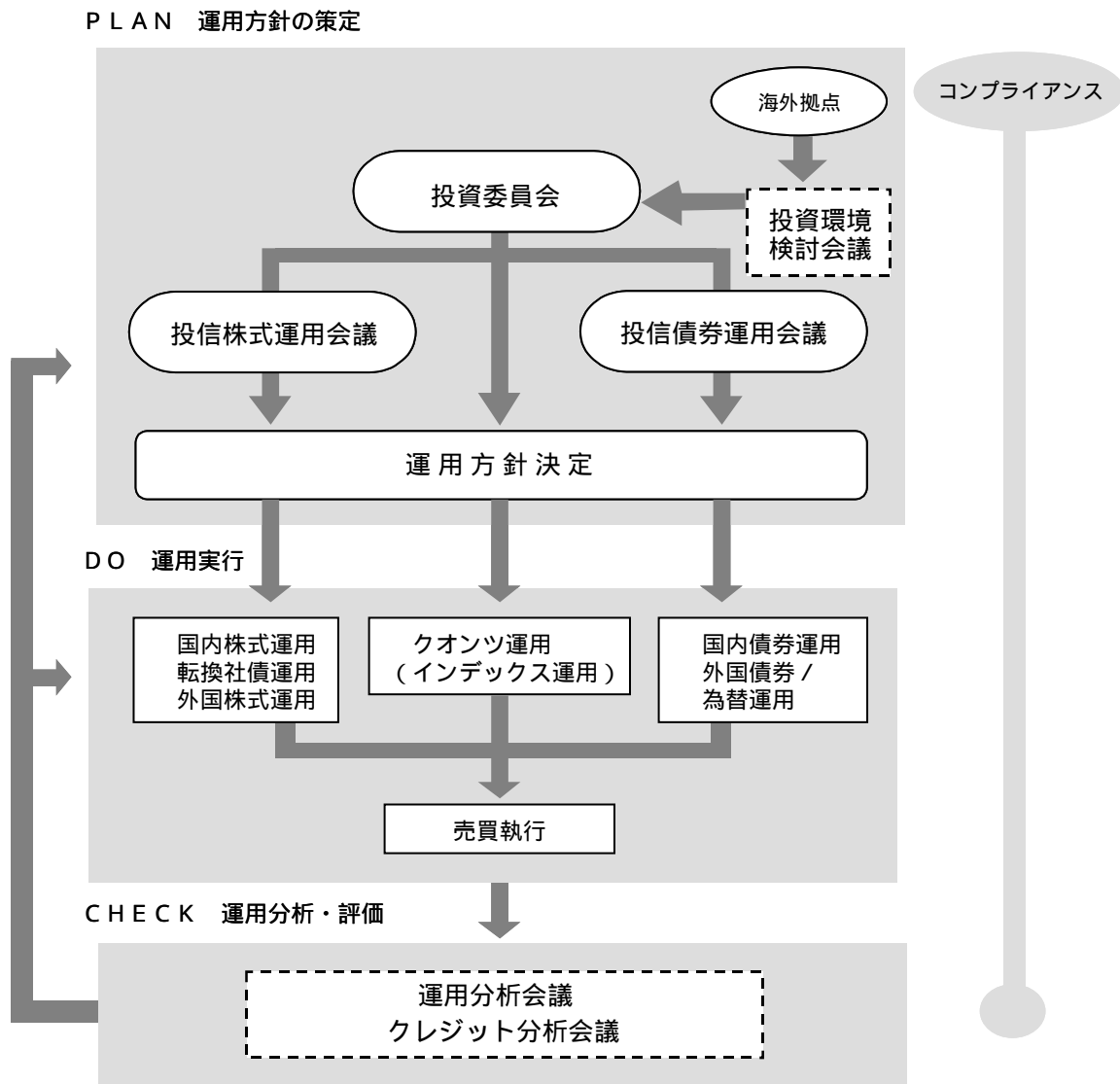
<ハイパー・ウェイブ>、<リバース・トレンド・オープン> は、株式市場全体の値動きに対して次のような要因により狙い通りの投資成果が得られない場合があります。

- ・株式市場全体の値動きと株価指数先物の値動きの差。  
株価指数が大きく変動し、先物が制限値幅によりストップ高、またはストップ安などした場合には、当初予想していた投資成果とは特に大きくカイ離することがあります。
- ・追加設定・解約の発生による運用資金の大幅な変動。
- ・日々の追加設定・解約などに対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差。
- ・売買の際の売買委託手数料などの負担。
- ・先物市場の流動性が不足した時の売買対応や必要な取引数量のうち全部または一部取引不成立の影響。

<ハイパー・ウェイブ> については、レバレッジの高い（2倍）分だけ影響が大きくなります。



(2) リスク管理体制



PLAN (運用方針の策定)

国内外の経済見通しおよび市況見通しを決定し、全社的な資産配分（通貨配分を含みます。）および資産別運用方針の策定を行ないます。

- 1 投資環境検討会議にて、国内外のアナリスト、ファンドマネージャー、エコノミスト、マーケットアナリストによるリサーチに基づき、マクロ経済環境、市況環境に関する分析・検討を行ないます。
- 2 投資委員会にて、投資環境検討会議での検討結果を基に国内外の経済見通し、市況見通し、資産配分戦略の決定を行ないます。
- 3 投資委員会の決定を受け、資産別運用方針の策定を行ないます。

(1) 投信株式運用会議

投信株式運用会議において、運用チームが運用する投信に関して、具体的運用方針（チームストラテジー、運用チーム別コア銘柄、調査ユニバース）を決定します。

(2) 投信債券運用会議

投信債券運用会議において、運用チーム別に担当ファンドに関する具体的運用方針（デュレーション、残存期間構成、種別構成、クレジット戦略、キャッシュフローマネジメント）を決定します。

デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。即ちこの値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

#### DO（運用実行）

- ・組織的に決定された具体的運用方針に基づき、各チームにおける運用方針、個別ファンドのガイドラインに沿って運用を実行します。
- ・売買執行では、運用チームとトレーディング部門を分離・専門化し、それぞれが明確な責任のもと、利益相反などの発生しない体制を整備しています。売買執行時には、トレーダーがファンドマネージャーに対して最適な執行方法を助言、裁量権の範囲内でトレーダーの判断により執行方法を決定します。
- ・発注に関しては発注政策委員会にて取引金融機関の社会的信用力、情報提供力、執行対応力を総合的に評価し、発注業者、発注方針などを決定します。

#### CHECK（運用分析・評価）

運用分析会議において、運用ガイドラインの遵守状況および運用スタイルの一貫性のチェックを多面的（リスク・リターン分析、要因分析、対ベンチマーク運用実績分析など）に行ない、必要に応じて指導・勧告を行ないます。また、組織運用を重視する観点から、ファンドマネージャーの投資行動が許容された裁量の範囲内のものであるかどうかのチェックを行ないます。また、クレジット分析会議にて個別債券に関する信用リスク分析および評価を行ないます。

#### コンプライアンス

当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・監査を行ない、必要に応じて指導を行ないます。また、リスク監督委員会コンプライアンス分科会において法令遵守を推進していくため、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図ります。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4 手数料等及び税金

##### (1) 申込手数料

販売会社が定めるものとします。お申込手数料およびスイッチング手数料につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### 申込手数料

##### <ハイパー・ウェイブ>

##### <リバース・トレンド・オープン>

- ・販売会社におけるお申込手数料率は2.1%（税抜2%）が上限となっております。
- ・お申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額にお申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。
- ・販売会社は、受益者が証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収しないことができます。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。
- ・販売会社は、受益者が信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

##### <日本トレンド・マネーポートフォリオ>

日本トレンド・マネーポートフォリオのお申込みは、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。

##### スイッチング手数料

##### <ハイパー・ウェイブ>

##### <リバース・トレンド・オープン>

- ・販売会社におけるスイッチング手数料率は0.21%（税抜0.2%）が上限となっております。
- ・スイッチング手数料の額（1口当たり）は、取得するファンドの取得申込受付日の基準価額にスイッチング手数料率を乗じて得た額とします。
- ・なお、換金には、換金時の基準価額に1%の率を乗じて得た額の信託財産留保額（1口当たり）が差し引かれます。

##### <日本トレンド・マネーポートフォリオ>

他のファンドから日本トレンド・マネーポートフォリオへのスイッチングには手数料はかかりません。

## (2) 換金(解約)手数料

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

&lt;ハイパー・ウェイブ&gt;

&lt;リバース・トレンド・オープン&gt;

換金時の基準価額に1%の率を乗じて得た額の信託財産留保額(1口当たり)が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額のことをいいます。

&lt;日本トレンド・マネーポートフォリオ&gt;

ありません。

## (3) 信託報酬等

信託報酬

信託報酬の総額は、各ファンドの信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

ファンド名	信託報酬率(年率)
ハイパー・ウェイブ	0.966%(税抜0.92%)
リバース・トレンド・オープン	
日本トレンド・マネーポートフォリオ	<p>各月の最終営業日の翌日から、翌月の最終営業日までに係る信託報酬率は、当該各月の最終5営業日間のこの信託の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レートの平均値に応じ、次の率とします。</p> <p>平均値が、</p> <p>0.6%以上のとき . . . . . 0.5775% (0.55%)</p> <p>0.4%以上0.6%未満のとき . . . 0.3150% (0.30%)</p> <p>0.2%以上0.4%未満のとき . . . 0.1575% (0.15%)</p> <p>0.1%以上0.2%未満のとき . . . 0.0630% (0.06%)</p> <p>0.1%未満のとき . . . . . 当該コールレート平均値に0.63(0.6)を乗じて得た率</p>

括弧内は税抜です。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

信託報酬率（年率）			
信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
0.966%	0.441%	0.420%	0.105%
(0.92%)	(0.42%)	(0.40%)	(0.10%)

括弧内は税抜です。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

コールレートの平均値	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.6%以上のとき	0.5775% (0.550%)	0.2100% (0.200%)	0.31500% (0.300%)	0.05250% (0.050%)
0.4%以上 0.6%未満のとき	0.3150% (0.300%)	0.1050% (0.100%)	0.15750% (0.150%)	0.05250% (0.050%)
0.2%以上 0.4%未満のとき	0.1575% (0.150%)	0.0525% (0.050%)	0.07875% (0.075%)	0.02625% (0.025%)
0.1%以上 0.2%未満のとき	0.0630% (0.060%)	0.0210% (0.020%)	0.03150% (0.030%)	0.01050% (0.010%)
0.1%未満のとき	当該コールレートの平均値に0.63(0.6)を乗じて得た率	委託会社：販売会社：受託会社 = 2：3：1の配分とする。		

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) その他の手数料等

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

売買委託手数料など

組入の有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引に要する費用など。

監査費用

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、信託期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に対し下記の率を乗じて得た金額が費用計上されます。

ファンド	料率（年率）
ハイパー・ウェイブ リバース・トレンド・オープン	0.0084%（0.008%）以内
日本トレンド・マネーポートフォリオ	0.002772%（0.00264%）以内

括弧内は税抜です。

租税など

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息。

## (5) 課税上の取扱い

## &lt; 公募株式投資信託の税制 &gt;

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

## &lt; 個人受益者の場合 &gt;

	平成 16 年 1 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで	平成 20 年 4 月 1 日以降
収益分配金	普通分配金に対し 10%の源泉徴収 (申告不要)	普通分配金に対し 20%の源泉徴収 (申告不要)
解約金 償還金	個別元本超過額に対し 10%の源泉徴収 (申告不要)	個別元本超過額に対し 20%の源泉徴収 (申告不要)
解約損 償還損	解約損または償還損と株式等の譲渡益との損益通算可	
譲渡損益	申告分離課税(株式等の譲渡損益との損益通算可)	

確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。

法人の場合、平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は 7% (所得税のみ)、平成 20 年 4 月 1 日以降は 15% (所得税のみ) の源泉徴収となります。

上場株式等に限定されている特定口座の利用が平成 16 年 10 月より可能となりました。なお販売会社によって対応時期などが異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 個人受益者の場合

## 1) 収益分配金、解約金、償還金の取扱い

## イ) 平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。

解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等(上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)のほか、未上場の株式投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。)の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等(公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)を含みます。以下同じ。)に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

ロ)平成20年4月1日以降

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、20% (所得税 15%および地方税 5%) の税率による源泉徴収 (申告不要) となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税 (配当控除の適用なし) を選択することもできます。

解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

2) 買取請求の取扱い

イ)平成16年1月1日から平成19年12月31日まで

公募株式投資信託を譲渡 (買取請求) した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し 10% (所得税 7%および地方税 3%) の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

ロ)平成20年1月1日以降

公募株式投資信託を譲渡 (買取請求) した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し 20% (所得税 15%および地方税 5%) の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金の取扱い

イ)平成16年1月1日から平成20年3月31日まで

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7% (所得税のみ) の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。

ロ)平成20年4月1日以降

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15% (所得税のみ) の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。

なお、源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額 (お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。) が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

### 個別元本超過額

- 1) 償還金・解約金を受け取る場合、1口当たりの課税前の受取金額（解約金については、信託財産留保額がある場合は、信託財産留保額を差し引いた額）が前記の1口当たりの個別元本を上回る金額をいいます。
- 2) この個別元本超過額が所得税および地方税の課税の対象となります。

### 普通分配金と特別分配金

- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
  - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。



## 5 運用状況

## &lt;ハイパー・ウェイブ&gt;

以下の運用状況は平成18年1月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券指数等先物取引の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## (1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
国債証券	11,697,028	55.26
日本	11,697,028	55.26
有価証券指数等先物取引(買建)	(42,149,800)	(199.11)
日本	(42,149,800)	(199.11)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	9,472,098	44.74
純資産総額	21,169,126	100.00

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ 評価額上位銘柄明細

## &lt;国債証券&gt;

発行地	銘柄名	種別	利率(%) 償還期限	券面総額 (円)	簿価額(円)		評価額(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	割引短期国庫債券 第379回	国債 証券	-- 2006-6-20	1,800,000,000	100.00	1,799,944,546	100.00	1,799,944,546	8.50
日本	割引短期国庫債券 第391回	国債 証券	-- 2006-12-20	1,800,000,000	99.94	1,798,964,098	99.94	1,798,964,098	8.50
日本	割引短期国庫債券 第385回	国債 証券	-- 2006-9-20	1,400,000,000	99.99	1,399,831,350	99.99	1,399,831,350	6.61
日本	割引短期国庫債券 第387回	国債 証券	-- 2006-10-20	1,400,000,000	99.96	1,399,485,846	99.96	1,399,485,846	6.61
日本	割引短期国庫債券 第373回	国債 証券	-- 2006-3-20	900,000,000	100.00	899,997,737	100.00	899,997,737	4.25
日本	割引短期国庫債券 第389回	国債 証券	-- 2006-11-20	900,000,000	99.95	899,525,982	99.95	899,525,982	4.25
日本	割引短期国庫債券 第375回	国債 証券	-- 2006-4-20	800,000,000	100.00	799,996,346	100.00	799,996,346	3.78
日本	割引短期国庫債券 第393回	国債 証券	-- 2007-1-22	800,000,000	99.92	799,356,000	99.92	799,356,000	3.78
日本	割引短期国庫債券 第377回	国債 証券	-- 2006-5-22	700,000,000	100.00	699,995,378	100.00	699,995,378	3.31
日本	割引短期国庫債券 第371回	国債 証券	-- 2006-2-20	600,000,000	100.00	599,998,709	100.00	599,998,709	2.83
日本	割引短期国庫債券 第381回	国債 証券	-- 2006-7-20	600,000,000	99.99	599,932,584	99.99	599,932,584	2.83

## ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
国債証券	55.26
合計	55.26

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

## &lt; 有価証券指数等先物取引 &gt;

発行地	銘柄名	種類	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	日経平均株価先物 2006-03	買建	2,530	39,629,813,745	42,149,800,000	199.11

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額(円)		純資産総額(百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第2計算期間末(1997年01月13日)	0.7767	0.7817	30,774	30,972
第3計算期間末(1998年01月12日)	0.4688	0.4738	22,833	23,076
第4計算期間末(1999年01月11日)	0.3593	0.3663	16,657	16,982
第5計算期間末(2000年01月11日)	0.6726	0.6866	18,796	19,187
第6計算期間末(2001年01月11日)	0.3079	0.3139	9,327	9,508
第7計算期間末(2002年01月11日)	0.1731	0.1761	7,434	7,563
第8計算期間末(2003年01月14日)	0.1090	0.1090	5,475	5,475
第9計算期間末(2004年01月13日)	0.1668	0.1678	8,102	8,151
第10計算期間末(2005年01月11日)	0.1846	0.1846	10,108	10,108
第11計算期間末(2006年01月11日)	0.3681	0.3691	19,786	19,840

	1口当たりの純資産額(円)	純資産総額(百万円)
2005年01月末日	0.1788	9,642
2005年02月末日	0.1915	9,708
2005年03月末日	0.1887	9,373
2005年04月末日	0.1670	9,079
2005年05月末日	0.1756	9,959
2005年06月末日	0.1850	9,786
2005年07月末日	0.1964	9,360
2005年08月末日	0.2137	9,232
2005年09月末日	0.2557	10,818
2005年10月末日	0.2573	11,354
2005年11月末日	0.3067	13,990
2005年12月末日	0.3555	18,525
2006年01月末日	0.3802	21,169

## 分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第2期	0.0050
第3期	0.0050
第4期	0.0070
第5期	0.0140
第6期	0.0060
第7期	0.0030
第8期	0
第9期	0.0010
第10期	0
第11期	0.0010

## 収益率の推移

	収益率 (%)
第 2 期	24.48
第 3 期	39.00
第 4 期	21.86
第 5 期	91.09
第 6 期	53.33
第 7 期	42.81
第 8 期	37.03
第 9 期	53.94
第 10 期	10.67
第 11 期	99.95

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

## &lt;リバース・トレンド・オープン&gt;

以下の運用状況は平成 18 年 1 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券指数等先物取引の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## ( 1 ) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
国債証券	519,909	67.60
日本	519,909	67.60
有価証券指数等先物取引 (売建)	(816,340)	(106.14)
日本	(816,340)	(106.14)
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	249,212	32.40
純資産総額	769,121	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ 評価額上位銘柄明細

## &lt;国債証券&gt;

発行地	銘柄名	種別	利率 (%) 償還期限	券面総額 (円)	簿価額 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	割引短期国庫債券 第 3 7 9 回	国債 証券	-- 2006-6-20	140,000,000	100.00	139,998,043	100.00	139,998,043	18.20
日本	割引短期国庫債券 第 3 8 9 回	国債 証券	-- 2006-11-20	70,000,000	99.95	69,968,479	99.95	69,968,479	9.10
日本	割引短期国庫債券 第 3 9 1 回	国債 証券	-- 2006-12-20	70,000,000	99.94	69,956,628	99.94	69,956,628	9.10
日本	割引短期国庫債券 第 3 8 5 回	国債 証券	-- 2006-9-20	60,000,000	99.98	59,988,482	99.98	59,988,482	7.80
日本	割引短期国庫債券 第 3 7 7 回	国債 証券	-- 2006-5-22	50,000,000	100.00	49,999,400	100.00	49,999,400	6.50
日本	割引短期国庫債券 第 3 8 1 回	国債 証券	-- 2006-7-20	50,000,000	100.00	49,999,365	100.00	49,999,365	6.50
日本	割引短期国庫債券 第 3 7 5 回	国債 証券	-- 2006-4-20	50,000,000	100.00	49,999,297	100.00	49,999,297	6.50
日本	割引短期国庫債券 第 3 7 3 回	国債 証券	-- 2006-3-20	30,000,000	100.00	29,999,760	100.00	29,999,760	3.90

## ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
国債証券	67.60
合計	67.60

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

## &lt; 有価証券指数等先物取引 &gt;

発行地	銘柄名	種類	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	日経平均株価先物 2006-03	売建	49	765,523,611	816,340,000	106.14

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額(円)		純資産総額(百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第2計算期間末(1997年01月13日)	1.0859	1.0979	1,083	1,095
第3計算期間末(1998年01月12日)	1.2438	1.2538	455	458
第4計算期間末(1999年01月11日)	1.2393	1.2533	254	257
第5計算期間末(2000年01月11日)	0.8618	0.8688	317	320
第6計算期間末(2001年01月11日)	1.2141	1.2201	269	271
第7計算期間末(2002年01月11日)	1.4599	1.4669	299	300
第8計算期間末(2003年01月14日)	1.7811	1.7831	291	291
第9計算期間末(2004年01月13日)	1.3885	1.3885	514	514
第10計算期間末(2005年01月11日)	1.2944	1.2944	402	402
第11計算期間末(2006年01月11日)	0.9163	0.9163	785	785

	1口当たりの純資産額(円)	純資産総額(百万円)
2005年01月末日	1.3161	439
2005年02月末日	1.2738	430
2005年03月末日	1.2870	346
2005年04月末日	1.3661	314
2005年05月末日	1.3329	270
2005年06月末日	1.2994	431
2005年07月末日	1.2615	632
2005年08月末日	1.2112	736
2005年09月末日	1.1056	902
2005年10月末日	1.0998	945
2005年11月末日	1.0092	808
2005年12月末日	0.9345	777
2006年01月末日	0.9012	769

## 分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第2期	0.0120
第3期	0.0100
第4期	0.0140
第5期	0.0070
第6期	0.0060
第7期	0.0070
第8期	0.0020
第9期	0
第10期	0
第11期	0

## 収益率の推移

	収益率 (%)
第 2 期	16.46
第 3 期	15.46
第 4 期	0.76
第 5 期	29.90
第 6 期	41.58
第 7 期	20.82
第 8 期	22.14
第 9 期	22.04
第 10 期	6.78
第 11 期	29.21

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

## &lt;日本トレンド・マネーポートフォリオ&gt;

以下の運用状況は平成 18 年 1 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## ( 1 ) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
現先取引勘定	679,844	49.15
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	703,428	50.85
純資産総額	1,383,272	100.00

## ( 2 ) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## ( 3 ) 運用実績

純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額 (円)		純資産総額 (百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設定時 (1996年12月02日)	1.0000	1.0000	10	10
第1計算期間末(1997年01月13日)	1.0000	1.0000	273	273
第2計算期間末(1998年01月12日)	1.0008	1.0018	300	300
第3計算期間末(1999年01月11日)	1.0008	1.0018	369	370
第4計算期間末(2000年01月11日)	1.0009	1.0009	543	543
第5計算期間末(2001年01月11日)	1.0017	1.0017	221	221
第6計算期間末(2002年01月11日)	1.0019	1.0019	368	368
第7計算期間末(2003年01月14日)	1.0019	1.0019	226	226
第8計算期間末(2004年01月13日)	1.0019	1.0019	601	601
第9計算期間末(2005年01月11日)	1.0019	1.0019	637	637
第10計算期間末(2006年01月11日)	1.0019	1.0019	1,171	1,171

	1口当たりの純資産額 (円)	純資産総額 (百万円)
2005年01月末日	1.0019	639
2005年02月末日	1.0019	901
2005年03月末日	1.0019	796
2005年04月末日	1.0019	490
2005年05月末日	1.0019	478
2005年06月末日	1.0019	764
2005年07月末日	1.0019	1,073
2005年08月末日	1.0019	1,188
2005年09月末日	1.0019	1,105
2005年10月末日	1.0019	968
2005年11月末日	1.0019	1,256
2005年12月末日	1.0019	1,176
2006年01月末日	1.0019	1,383

## 分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第1期	0
第2期	0.0010
第3期	0.0010
第4期	0
第5期	0
第6期	0
第7期	0
第8期	0
第9期	0
第10期	0

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	0
第2期	0.18
第3期	0.10
第4期	0.01
第5期	0.08
第6期	0.02
第7期	0
第8期	0
第9期	0
第10期	0

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。



## 6 手続等の概要

### (1) 申込（販売）手続等

#### 取得の申込み

- ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なっていただきます。
- ・原則として、午後2時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前10時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付（スイッチングを含みます。以下同じ。）を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。
- ・日本トレンド・マネーポートフォリオのお申込みは、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。
- ・次のような場合で、委託会社が追加設定を行わない措置をとったときは、当日を取得申込受付日とせず、翌営業日以降の日を取得申込受付日として取り扱わせていただくことがあります。この場合、受益者はお申込みを取り消すことができます。

当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、

1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（半休日においては午前立会）が行なわれないとき、もしくは停止されたとき。
2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加設定により生じた受益権については追加設定のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### 申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### 自動けいぞく（累積）投資契約

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく（累積）投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・受益証券は、すべて保護預りとなります。

- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

(注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

#### 申込金額

- ・取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- ・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

#### 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

#### 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の 1 年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、受益証券の取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時にお申込みいただきます。
- ・お申込みの際に、「スイッチング」の旨をご指示ください。

#### 申込手数料

販売会社が定めるものとします。お申込手数料につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。

## (2) 換金（解約）手続等

### 換金の請求

- ・原則として、いつでも換金（スイッチングを含みます。）が可能です。
- ・原則として、午後 2 時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前 10 時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・ただし、次のような場合は、当日を換金請求受付日とせず、翌営業日以降の日を換金請求受付日として取り扱わせていただくことがあります。この場合、受益者はご換金の請求を撤回することができます。なお、日本トレンド・マネーポートフォリオの換金は、原則として、随時可能とします。

当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて

1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（半休日においては午前立会）が行なわれないとき、もしくは停止されたとき
2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における呼値が当該証券取引所が定める呼び値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

換金方法

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

解約請求により換金できます。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

換金には、解約請求と買取請求の2通りがあります。

ただし、販売会社によっては、買取請求ができない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成 19 年 1 月 4 日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

<解約請求による換金>

換金単位

1 口単位

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約価額

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 1 % の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。ただし、日本トレンド・マネーポートフォリオには、信託財産留保額はかかりません。

### 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%（内国法人は所得税のみの7%））を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。

### 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

### 受付中止

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付（スイッチングを含みます。以下同じ。）を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できません。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

### < 買取請求による換金 >

日本トレンド・マネーポートフォリオのみ買取の請求ができます。

#### 換金単位

1口単位

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 買取価額

買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。

### 手取額

1口当たりのお手取額は、当該買取価額となります。

### 受付中止

- ・販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益証券の買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
- ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できません。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

## 7 管理及び運営の概要

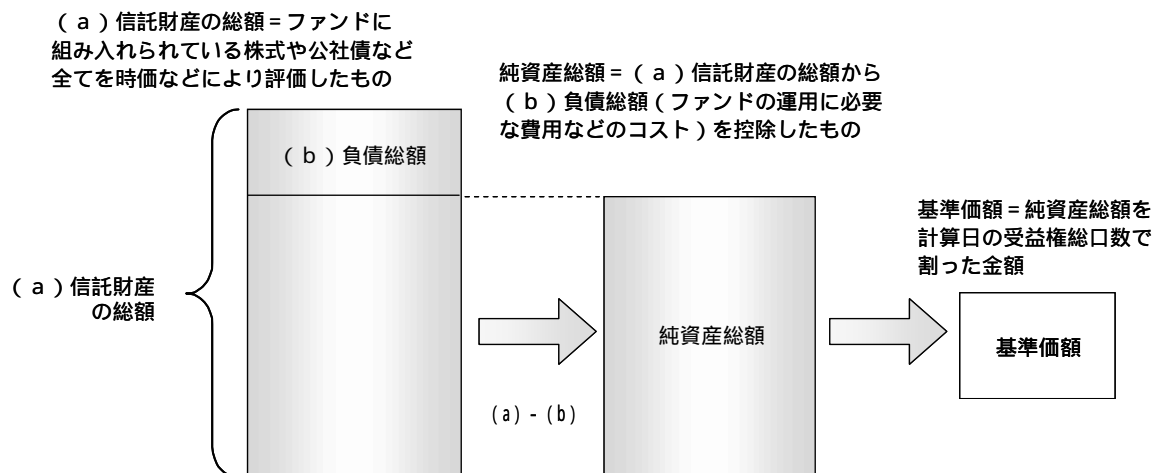
### (1) 資産管理等の概要

#### 資産の評価

#### 1) 基準価額の算出

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

#### < 基準価額算出の流れ >



#### 2) 有価証券などの評価基準

- ・ 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

#### < 主な資産の評価方法 >

##### 国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- 証券会社、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

##### 有価証券先物取引等（国内）

原則として、基準価額計算日における証券取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

- ・ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

## 3) 基準価額の算出頻度と公表

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- ・直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

(9:00~17:00 土、日、祝日は除く。)

ただし、半休日となる場合は9:00~12:00)

## 保管

受益証券は、「自動けいぞく(累積)投資契約」などに基づき、販売会社などにおいて保護預りとしてさせていただきます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

## 信託期間

ハイパー・ウェイブ リバース・トレンド・オープン	平成7年1月17日から 平成22年1月12日まで
日本トレンド・マネー・ポートフォリオ	平成8年12月2日から 平成22年1月12日まで

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## 計算期間

毎年1月12日から翌年1月11日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

## その他

## 1) 信託の終了(繰上償還)

イ) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

a) 受益者の解約により各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または各ファンドの受益権の口数の合計が20億口を下回ることとなった場合

b) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

c) やむを得ない事情が発生したとき

ロ) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

ハ) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。

ニ) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

a) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

b) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

- ｃ) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
- ｄ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

ホ) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

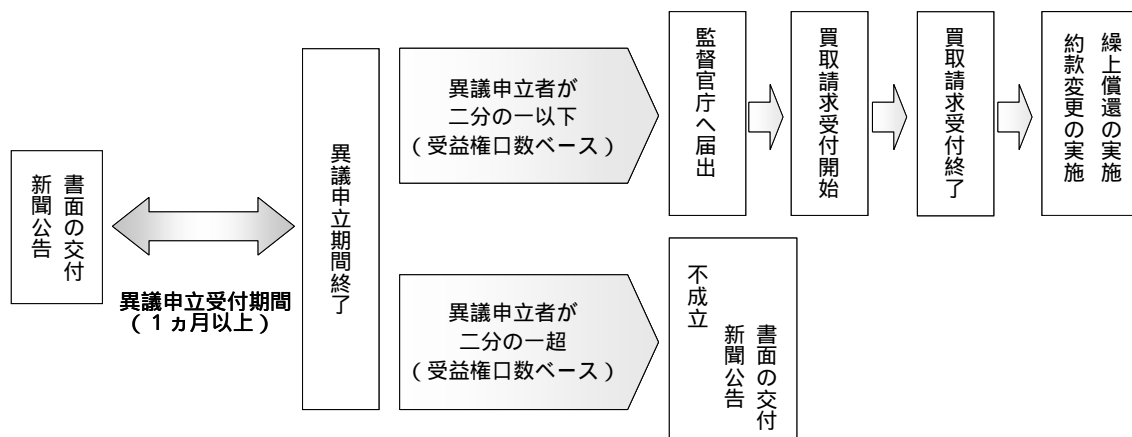
## 2) 信託約款の変更

- イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ロ) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- ハ) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。
- ニ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。
- ホ) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして後記「異議の申立て」の規定を適用します。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記ロ)の書面の交付を原則として行ないません。

## 3) 異議の申立て

- イ) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- ロ) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- ハ) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

## &lt; 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ &gt;



## 4) 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から受益者に支払われます。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

## 5) 運用報告書の作成

委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

## 6) 関係法人との契約について

販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## (2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・ 収益分配金・償還金受領権
- ・ 解約請求権
- ・ 帳簿閲覧権



## 第2 財務ハイライト情報

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」については、中央青山監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

## ハイパー・ウェイブ

## 1 貸借対照表

(単位:円)

科目	期別	注記 番号	第10期	第11期
			平成17年1月11日現在	平成18年1月11日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			8,016,868	370,265,665
コール・ローン			4,294,996,142	8,337,996,526
国債証券			5,799,779,046	10,897,503,176
派生商品評価勘定			1,095,728,818	1,860,454,084
未収利息			61,811	-
流動資産合計			11,198,582,685	21,466,219,451
資産合計			11,198,582,685	21,466,219,451
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			23,284	1,652,470
前受金			957,930,000	1,430,740,000
未払収益分配金			-	53,751,092
未払解約金			84,092,448	134,761,539
未払受託者報酬			5,187,773	6,337,961
未払委託者報酬			42,540,242	51,971,780
その他未払費用			412,344	440,837
流動負債合計			1,090,186,091	1,679,655,679
負債合計			1,090,186,091	1,679,655,679
純資産の部				
元本				
元本			54,746,712,947	53,751,092,676
剰余金				
期末欠損金			44,638,316,353	33,964,528,904
(うち分配準備積立金)			(24,278,432)	(6,403,413,729)
剰余金合計			44,638,316,353	33,964,528,904
純資産合計			10,108,396,594	19,786,563,772
負債・純資産合計			11,198,582,685	21,466,219,451

## 2 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

科 目	期 別	注記 番号	第 10 期	第 11 期
			自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	自 平成17年1月12日 至 平成18年1月11日
			金 額	金 額
経常損益の部				
営業損益の部				
営業収益				
受取利息			981,897	640,032
有価証券売買等損益			138,294	31,611
派生商品取引等損益			1,177,326,515	8,579,644,569
営業収益合計			1,178,170,118	8,580,252,990
営業費用				
受託者報酬			9,905,908	11,318,129
委託者報酬			81,229,427	92,809,667
その他費用			789,020	839,113
営業費用合計			91,924,355	104,966,909
営業利益			1,086,245,763	8,475,286,081
経常利益			1,086,245,763	8,475,286,081
当期純利益			1,086,245,763	8,475,286,081
当期一部解約に伴う当期純利益分配額			356,828,214	1,805,238,913
期首欠損金			40,485,729,778	44,638,316,353
欠損金減少額			29,406,970,865	43,684,571,400
( 当期一部解約に伴う欠損金減少額 )			( 29,406,970,865 )	( 43,684,571,400 )
( 当期追加信託に伴う欠損金減少額 )			( - )	( - )
欠損金増加額			34,288,974,989	39,627,080,027
( 当期一部解約に伴う欠損金増加額 )			( - )	( - )
( 当期追加信託に伴う欠損金増加額 )			( 34,288,974,989 )	( 39,627,080,027 )
分配金			-	53,751,092
期末欠損金			44,638,316,353	33,964,528,904

重要な会計方針

期 別 項 目	第 10 期 自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	第 11 期 自 平成17年1月12日 至 平成18年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引</p> <p>個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p>	<p>デリバティブ取引</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月12日から翌年1月11日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は平成16年1月14日から平成17年1月11日までとなっております。</p>	<p>-</p>

## リバース・トレンド・オープン

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

科 目	期 別	注記 番号	第 10 期	第 11 期
			平成17年1月11日現在	平成18年1月11日現在
			金 額	金 額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			3,695,251	29,774,140
コール・ローン			205,402,447	296,894,719
国債証券			219,991,570	489,982,300
前払金			14,300,000	29,420,000
流動資産合計			443,389,268	846,071,159
資産合計				
			443,389,268	846,071,159
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			17,224,689	37,528,924
未払金			19,999,620	919,771
未払解約金			1,969,576	18,259,023
未払受託者報酬			160,503	420,615
未払委託者報酬			1,316,652	3,449,542
その他未払費用			12,780	33,593
流動負債合計			40,683,820	60,611,468
負債合計				
			40,683,820	60,611,468
純資産の部				
元本				
元本			311,116,703	857,172,940
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金( )			91,588,745	71,713,249
(うち分配準備積立金)			( 544 )	( 15 )
剰余金合計			91,588,745	71,713,249
純資産合計				
			402,705,448	785,459,691
負債・純資産合計				
			443,389,268	846,071,159

## ( 2 ) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

科 目	期 別	注記 番号	第 10 期	第 11 期
			自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	自 平成17年1月12日 至 平成18年1月11日
			金 額	金 額
経常損益の部				
営業損益の部				
営業収益				
受取利息			23,621	14,879
有価証券売買等損益			6,359	3,202
派生商品取引等損益			32,963,292	298,199,548
営業収益合計			32,933,312	298,181,467
営業費用				
受託者報酬			401,316	613,034
委託者報酬			3,291,798	5,027,871
その他費用			31,986	48,937
営業費用合計			3,725,100	5,689,842
営業損失			36,658,412	303,871,309
経常損失			36,658,412	303,871,309
当期純損失			36,658,412	303,871,309
当期一部解約に伴う当期純損失分配額			23,459,478	178,049,829
期首剰余金			143,910,935	91,588,745
剰余金増加額			391,693,693	450,536,207
( 当期一部解約に伴う剰余金増加額 )			( - )	( - )
( 当期追加信託に伴う剰余金増加額 )			( 391,693,693 )	( 450,536,207 )
剰余金減少額			430,816,949	488,016,721
( 当期一部解約に伴う剰余金減少額 )			( 430,816,949 )	( 488,016,721 )
( 当期追加信託に伴う剰余金減少額 )			( - )	( - )
分配金			-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )			91,588,745	71,713,249

## 重要な会計方針

期 別 項 目	第 10 期 自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	第 11 期 自 平成17年1月12日 至 平成18年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引</p> <p>個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p>	<p>デリバティブ取引</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月12日から翌年1月11日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は平成16年1月14日から平成17年1月11日までとなっております。</p>	<p>-</p>

## 日本トレンド・マネーポートフォリオ

## ( 1 ) 貸借対照表

(単位:円)

科 目	期 別	注記 番号	第 9 期	第 10 期
			平成17年1月11日現在	平成18年1月11日現在
			金 額	金 額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			64,266,103	31,422,892
コール・ローン			290,197,056	585,672,938
現先取引勘定			319,999,680	679,835,440
流動資産合計			674,462,839	1,296,931,270
資産合計			674,462,839	1,296,931,270
負債の部				
流動負債				
未払解約金			36,521,454	125,300,274
未払受託者報酬			441	1,118
未払委託者報酬			2,794	6,710
その他未払費用			194	529
流動負債合計			36,524,883	125,308,631
負債合計			36,524,883	125,308,631
純資産の部				
元本				
元本			636,721,308	1,169,390,913
剰余金				
期末剰余金			1,216,648	2,231,726
(うち分配準備積立金)			( 6,965 )	( 9,930 )
剰余金合計			1,216,648	2,231,726
純資産合計			637,937,956	1,171,622,639
負債・純資産合計			674,462,839	1,296,931,270

## ( 2 ) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

科 目	期 別	注記 番号	第 9 期	第 10 期
			自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	自 平成17年1月12日 至 平成18年1月11日
			金 額	金 額
経常損益の部				
営業損益の部				
営業収益				
受取利息			12,547	16,631
営業収益合計			12,547	16,631
営業費用				
受託者報酬			1,053	1,780
委託者報酬			6,598	10,983
その他費用			451	829
営業費用合計			8,102	13,592
営業利益			4,445	3,039
経常利益			4,445	3,039
当期純利益			4,445	3,039
当期一部解約に伴う当期純損失分配額			2,496	6,866
期首剰余金			1,144,036	1,216,648
剰余金増加額			5,195,852	11,171,866
( 当期一部解約に伴う剰余金増加額 )			( - )	( - )
( 当期追加信託に伴う剰余金増加額 )			( 5,195,852 )	( 11,171,866 )
剰余金減少額			5,130,181	10,166,693
( 当期一部解約に伴う剰余金減少額 )			( 5,130,181 )	( 10,166,693 )
( 当期追加信託に伴う剰余金減少額 )			( - )	( - )
分配金			-	-
期末剰余金			1,216,648	2,231,726

## 重要な会計方針

項 目	期 別	第 9 期	第 10 期
		自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日	自 平成 17 年 1 月 12 日 至 平成 18 年 1 月 11 日
その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項		当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月12日から翌年1月11日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとしたしますので、当計算期間は平成16年1月14日から平成17年1月11日までとなっております。	-



### 第3 内国投資信託受益証券事務の概要

#### (1) 名義書換

- ・受益証券は無記名式です。
- ・名義書換に関する手続きはありません。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### < 受益権の譲渡 >

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。前述の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### < 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### < 受益権の再分割 >

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### < 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。

#### < 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

第1 【ファンドの沿革】

第2 【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

2 【換金(解約)手続等】

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(2)【保管】

(3)【信託期間】

(4)【計算期間】

(5)【その他】

2 【受益者の権利等】

第4 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(2)【損益及び剰余金計算書】

(3)【附属明細表】

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

第5 【設定及び解約の実績】

## 約 款

追加型証券投資信託

ハイパー・ウェイブ

リバース・トレンド・オープン

日本トレンド・マネーポートフォリオ

## &lt;追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ&gt;

## 運用の基本方針

約款第15条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

## 基本方針

この投資信託は、有価証券を組入れつつ株価指数先物取引を積極的に活用し、株式市場全体の値動きを上回る収益の変動をめざした運用を行ないます。

## 運用方法

## (1)投資対象

短期公社債を主要投資対象とします。なお、わが国の証券取引所上場株式に投資することができます。

## (2)投資態度

信託財産の50%以上短期公社債を組入れます。株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざすため、原則として株式組入総額と株価指数先物取引の買建総額の組入合計額が純資産総額に対して約2倍程度になるように調整を行ないます。

設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を買建てもしくは転売するものとします。

## 運用制限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2)同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です

## 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

## 分配対象額についての分配方針

利子・配当収入は原則として全額を分配します。売買益からの分配金額は投信会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、収益分配金額は1万口当り10円以上10円単位とします。ただし、分配対象額が1万口当り10円未満の場合には分配を行ないません。

## 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金5億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。委託者は、受託者と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成22年1月12日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については5億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示したものとすることができます。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第9条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の申込単位および価額)

第10条 委託者は、第8条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、第40条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条の規定により発行された受益証券を、別に定める日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款(以下「自動けいぞく投資約款」といいます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」とい

います。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前2項の受益証券の価額は、次に定める日(以下「取得申込受付日」といいます。)の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円とします。

1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合 ..... 取得申込日
2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時を過ぎて受け付けた場合 ..... 取得申込日の翌営業日

前項の手料は、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の1口当りの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込受付日の基準価額とすることができます。

なお、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第3項の規定にかかわらず、受益者が第40条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第3項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資約款に規定するこの信託以外の信託の受益者が別に定める契約に基づいて当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対してこの信託の取得申込をする場合の受益証券の価額および委託者の自らの募集に関して別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益証券の一部解約金の手取金をもって委託者に対してこの信託の取得申込をする場合の受益証券の価額は、原則として、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手料は、第4項で定める手数料とは別に、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第7項において委託者の自らの募集にかかる受益証券の受益者がその有する受益証券の全部について一部解約金の手取金をもってこの信託の取得申込をする場合には、委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者が定める単位をもって、当該取得の申込に応ずるものとします。

第3項、第5項および第7項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該取得の申込を、委託者が追加信託(収益分配金の再投資にかかる追加信託を除きます。以下本項において同じ。)を行なわない措置を解除した後の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなすものとします。

1. 委託者が、当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。)が行なわれないこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
2. 委託者が、当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生し

たことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行わない措置を取ったとき

第3項および第5項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託および日本トレンド・マネーポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の一部解約の実行を停止したときは、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなします。

追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込受付日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益証券の再交付）

第11条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

（毀損した場合等の再交付）

第12条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第13条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

（投資の対象とする資産の種類）

第13条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限り。）の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（それぞれ証券取引法第2条において定めのあるものをいいます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引

受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第8号までの証券の性質を有するもの
10. オプションを表示する証券または証書
11. 預託証書
12. 貸付債権信託受益権

なお、第1号の証券または証書および第11号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第11号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場(証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第17条 委託者は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第19条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証



券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。（スワップ取引の運用指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引の運用指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（投資する公社債の範囲）

第22条 （削除）

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（保管業務の委任）

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第26条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（一括登録）

第27条 （削除）

（信託財産の表示および記載の省略）

第28条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券の売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1.一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券または金融商品等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- 2.再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 3.借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年1月12日から翌年1月11日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成7年1月17日から平成8年1月11日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

( 信託報酬等の額 )

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の92の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

( 収益分配 )

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配します。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

( 追加信託金および一部解約金の計算処理 )

第39条 ( 削 除 )

( 収益分配金の再投資等 )

第40条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金(委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金を除きます。)を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に交付します。

委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。

委託者は、自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。

第44条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

( 受益証券の混蔵保管、記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い )

第40条の2 保護預りを行なう会社(以下「保護預り会社」といい、この信託においては日興シティ信託銀行株式会社とします。)は、保護預り会社と受益証券取得申込者との間に結ばれた保護預り契約に基づいて、委託者の自らの募集にかかる受益証券を大券をもって混蔵保管するものとします。

委託者は、別に定める契約または前項の規定に基づいて保管される受益証券については、受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行ないません。

保護預り会社、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者から自己の有する受益証券について返還請求があった場合には、当該受益者から第44条に規定する信託契約の一部解約の実行の請求があったものとします。

( 収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責 )

第41条 受託者は、収益分配金については、第40条第1項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第42条第1項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第42条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

( 償還金および一部解約金等の支払い )

第42条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払い

ます。

一部解約金は、次に定める日（以下「解約請求受付日」といいます。）から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が受益者の請求を午後2時（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。）以前に受け付けた場合 …………… 当該請求日
2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合 …………… 当該請求日の翌営業日

前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

第44条第3項に規定する信託の一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。ただし、信託の一部解約にかかる受益証券が委託者の自らの募集にかかる受益証券である場合には、当該受益証券に帰属する収益分配金は、委託者において支払います。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第43条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第44条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

第3項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者は、この信託契約の一部解約の実行を停止することができます。

1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行なわれないときもしくは停止されたとき
2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

前項によりこの信託契約の一部解約の実行が停止された場合には、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該一部解約の実行停止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

第3項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託および日本トレンド・マネーポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、前項の規定にかかわらず、当該受益証券の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない

措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合、もしくは委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を含みます。）または自動けいぞく投資約款に規定する各信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合には、第45条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（信託契約の解約）

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがうものとします。

（委託者の認可取消等に伴う取扱い）

第47条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

（委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第48条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

（受託者の辞任に伴う取扱い）

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第50条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条の2 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第51条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 変更後の第10条の規定は、平成18年4月12日以降の取得申込について適用します。
- 第2条 この約款において、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、
- 第3条 変更後の第36条の規定は、平成11年7月1日より適用します。
- 第4条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとし、  
変更後の第6条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとし、
- 第5条 変更後の第37条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。  
変更後の第37条第3項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。
- 第6条 第40条第5項および第42条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとし、
- 第7条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。  
また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、  
平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。  
委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。  
受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとし、  
なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、  
ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとし、

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

前項の信託約款変更を行なった場合、委託者は、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

平成7年1月17日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号  
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

大阪市中央区北浜4丁目5番33号  
受託者 住友信託銀行株式会社



(1)委託者が自らの募集に関して別に定める各信託

約款第10条第7項および第44条第10項の「委託者の自らの募集に関して別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ハイパー・ウェイブ
追加型証券投資信託	リバース・トレンド・オープン
追加型証券投資信託	日本トレンド・マネーポートフォリオ

(2)別に定める各信託

約款第10条第11項および第44条第7項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ハイパー・ウェイブ
追加型証券投資信託	リバース・トレンド・オープン
追加型証券投資信託	日本トレンド・マネーポートフォリオ

## 信託約款（平成19年1月4日実施予定）の変更内容について

委託会社は、「ハイパー・ウェイブ」の受益証券を振替受益権とするため、平成19年1月4日実施予定で重大な約款変更を行なう予定です。当該変更が実施される場合の信託約款の変更部分について、その内容を下表に記載しております。

なお、重大な約款変更の内容についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更(読み替え)は割愛している場合があります。

下線部 〃 は変更部分を示します。

重大な約款変更後の約款の内容	平成18年4月12日現在の約款の内容
<p>(受益権の取得申込の勧誘の種類) 第3条の2 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。</p>	<p>(受益証券の取得申込の勧誘の種類) 第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。</p>
<p>(当初の受益者) 第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>	<p>(当初の受益者) 第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p>(受益権の分割および再分割) 第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については5億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については5億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p>
<p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以</p>	<p>(受益証券の発行および種類) 第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表<u>示する無記名式の受益証券を発行します。</u></p>

<p>下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</p>	
<p>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</p>	<p>委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示したものとすることができます。</p>
<p>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</p>	
<p>委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、保護預り会社または第40条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p>	<p>(受益証券の発行についての受託者の認証)</p>
<p>第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。</p>	<p>第9条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないません。</p>
<p>(受益権の申込単位および価額)</p>	<p>(受益証券の申込単位および価額)</p>

<p>第10条</p> <p>委託者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。ただし、第40条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。</p> <p>委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款以下「自動けいぞく投資約款」といいます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</p> <p>前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第40条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>第1項および第2項の受益権の価額は、次に定める日(以下「取得申込受付日」といいます。)の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合 …………… 取得申込日</li> <li>2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時を過ぎて受け付けた場合…………… 取得申込日の翌営業日</li> </ol> <p>前項の手数料は、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。</p> <p>第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者(信託期</p>	<p>第10条</p> <p>委託者は、第8条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、第40条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。</p> <p>委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条の規定により発行された受益証券を、別に定める日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款(以下「自動けいぞく投資約款」といいます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>前2項の受益証券の価額は、次に定める日(以下「取得申込受付日」といいます。)の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合 …………… 取得申込日</li> <li>2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時を過ぎて受け付けた場合…………… 取得申込日の翌営業日</li> </ol> <p>前項の手数料は、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。</p> <p>第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した</p>
--	--

<p>間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込受付日の基準価額とすることができます。</p>	<p>証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の1口当りの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込受付日の基準価額とすることができます。</p>
<p>なお、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p>	<p>なお、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p>
<p>第4項の規定にかかわらず、受益者が第40条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p>	<p>第3項の規定にかかわらず、受益者が第40条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p>
<p>第4項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資約款に規定するこの信託以外の信託の受益者が別に定める契約に基づいて当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対してこの信託の取得申込をする場合の受益権の価額および委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益証券または受益権の一部解約金の手取金をもって委託者に対してこの信託の取得申込をする場合の受益権の価額は、原則として、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p>	<p>第3項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資約款に規定するこの信託以外の信託の受益者が別に定める契約に基づいて当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対してこの信託の取得申込をする場合の受益証券の価額および委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益証券の一部解約金の手取金をもって委託者に対してこの信託の取得申込をする場合の受益証券の価額は、原則として、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p>
<p>前項の手数料は、第5項で定める手数料とは別に、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。</p>	<p>前項の手数料は、第4項で定める手数料とは別に、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。</p>
<p>第8項において委託者の自らの募集にかかる受益証券の受益者がその有する受益証券または受益権の全部についての一部解約金の手取金をもってこの信託の取得申込をする場合には、委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者が定める単位をもって、当該取得の申込に</p>	<p>第7項において委託者の自らの募集にかかる受益証券の受益者がその有する受益証券の全部についての一部解約金の手取金をもってこの信託の取得申込をする場合には、委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者が定める単位をもって、当該取得の申込に</p>

ずるものとしします。

第4項、第6項および第8項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該取得の申込を、委託者が追加信託（収益分配金の再投資にかかる追加信託を除きます。以下本項において同じ。）を行なわない措置を解除した後の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなすものとしします。

1. 委託者が、当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行なわれないこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
2. 委託者が、当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき

第4項および第6項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託および日本トレンド・マネーポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の一部解約の実行を停止したときは、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなします。

追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すこと

す。

第3項、第5項および第7項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該取得の申込を、委託者が追加信託（収益分配金の再投資にかかる追加信託を除きます。以下本項において同じ。）を行なわない措置を解除した後の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなすものとしします。

1. 委託者が、当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行なわれないこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
2. 委託者が、当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき

第3項および第5項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託および日本トレンド・マネーポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の一部解約の実行を停止したときは、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなします。

追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込受付日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すこと

<p>ができます。</p> <p><u>(受益権の譲渡に係る記載または記録)</u> 第10条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。</p> <p>委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p> <p><u>(受益権の譲渡の対抗要件)</u> 第10条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p><u>(受益証券の再交付)</u> 第11条 (削除)</p> <p><u>(毀損した場合等の再交付)</u> 第12条 (削除)</p> <p><u>(受益証券の再交付の費用)</u> 第13条 (削除)</p>	<p>とができます。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(受益証券の再交付) 第11条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。</p> <p><u>(毀損した場合等の再交付)</u> 第12条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。</p> <p><u>(受益証券の再交付の費用)</u> 第13条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</p>
--	--

<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めのあるものをいいます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。))を除きます。))に投資することを指図しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.株券または新株引受権証書</li> <li>2.国債証券</li> <li>3.地方債証券</li> <li>4.特別の法律により法人の発行する債券</li> <li>5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)</li> <li>6.特定社債券</li> <li>7.コマーシャル・ペーパー</li> <li>8.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券</li> <li>9.外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第8号までの証券の性質を有するもの</li> <li>10.オプションを表示する証券または証書</li> <li>11.預託証書</li> <li>12.貸付債権信託受益権</li> </ol> <p>なお、第1号の証券または証書および第11号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第11号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。</p> <p>前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.預金</li> <li>2.指定金銭信託</li> <li>3.コール・ローン</li> <li>4.手形割引市場において売買される手形</li> </ol> <p>(収益分配金の再投資等)</p> <p>第40条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に交付されます。</p>	<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めのあるものをいいます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。))を除きます。))に投資することを指図しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.株券または新株引受権証書</li> <li>2.国債証券</li> <li>3.地方債証券</li> <li>4.特別の法律により法人の発行する債券</li> <li>5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)</li> <li>6.特定社債券</li> <li>7.コマーシャル・ペーパー</li> <li>8.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券</li> <li>9.外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第8号までの証券の性質を有するもの</li> <li>10.オプションを表示する証券または証書</li> <li>11.預託証書</li> <li>12.貸付債権信託受益権</li> </ol> <p>なお、第1号の証券または証書および第11号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第11号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。</p> <p>前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.預金</li> <li>2.指定金銭信託</li> <li>3.コール・ローン</li> <li>4.手形割引市場において売買される手形</li> </ol> <p>(収益分配金の再投資等)</p> <p>第40条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金(委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金を除きます。)を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に交付</p>
---	---



<p>委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益権</u>の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した<u>受益権</u>は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</p>	<p>します。 委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u>の取得の申込に応じたものとします。</p>
<p>委託者は、自らの募集にかかる<u>受益権</u>に帰属する収益分配金をこの信託の<u>受益権</u>の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる<u>受益権</u>の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した<u>受益権</u>は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</p>	<p>委託者は、自らの募集にかかる<u>受益証券</u>に帰属する収益分配金をこの信託の<u>受益証券</u>の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u>の取得の申込に応じたものとします。</p>
<p>第44条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該<u>受益権</u>に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益権</u>の価額等に応じて計算されるものとします。</p>	<p>第44条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該<u>受益証券</u>に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益証券</u>の価額等に応じて計算されるものとします。</p>
<p>(委託者の自らの募集にかかる<u>受益権</u>の口座管理機関)</p>	<p>(<u>受益証券</u>の混蔵保管、記名式<u>受益証券</u>への変更ならびに<u>受益証券</u>の返還請求の取扱い)</p>
<p>第40条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる<u>受益権</u>について、<u>口座管理機関</u>を指定し、<u>振替口座簿</u>への記載または記録等に関する業務を委任することができます。</p>	<p>第40条の2 保護預りを行なう会社(以下「<u>保護預り会社</u>」)とい、この信託においては日興シティ信託銀行株式会社とします。)は、<u>保護預り会社</u>と<u>受益証券</u>取得申込者との間に結ばれた<u>保護預り契約</u>に基づいて、委託者の自らの募集にかかる<u>受益証券</u>を大券をもって混蔵保管するものとします。</p>
<p>(削除)</p>	<p>委託者は、別に定める契約または前項の規定に基づいて保管される<u>受益証券</u>については、受益者の請求に基づく記名式の<u>受益証券</u>への変更を行ないません。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>保護預り会社</u>、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者から自己の有する<u>受益証券</u>について返還請求があった場合には、当該受益者から第44条に規定する信託契約の一部解約の実行の請求があったものとします。</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 第41条</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第41条</p>
<p>受託者は、収益分配金については、第40条第1項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第42条第1項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第42条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p>	<p>受託者は、収益分配金については、第40条第1項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第42条第1項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第42条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。</p>
<p>受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込ん</p>	<p>受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する</p>

<p>だ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第42条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、<u>信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者(第40条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)</u>に支払います。</p> <p>なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</p> <p>一部解約金は、次に定める日(以下「解約請求受付日」といいます。)から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が第44条第1項の受益者の請求を午後2時(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合 ..... 当該請求日</p> <p>2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が第44条第1項の受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合 ..... 当該請求日の翌営業日</p> <p>前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、</p> <p>第44条第3項に規定する信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。ただし、信託の一部解約にかかる受益権が委託者の自らの募集にかかる受益権である場合には、当該受益権に帰属する収益分配金は、委託者において支払います。</p>	<p>支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(償還金および一部解約金等の支払い)</p> <p>第42条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引換えに受益者に支払います。</u></p> <p>一部解約金は、次に定める日(以下「解約請求受付日」といいます。)から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。</p> <p>1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が受益者の請求を午後2時(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合 ..... 当該請求日</p> <p>2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合 ..... 当該請求日の翌営業日</p> <p>前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、</p> <p>第44条第3項に規定する信託の一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。ただし、信託の一部解約にかかる受益証券が委託者の自らの募集にかかる受益証券である場合には、当該受益証券に帰属する収益分配金は、委託者において支払います。</p>
---	--

<p>償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益権</u>の価額等に応じて計算されるものとします。</p>	<p>償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益証券</u>の価額等に応じて計算されるものとします。</p>
<p>(一部解約) 第44条</p>	<p>(一部解約) 第44条</p>
<p>受益者は、自己に帰属する<u>受益権</u>につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p>	<p>受益者は、自己の<u>有する受益証券</u>につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p>
<p>平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p>	<p>受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。</p>
<p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>	<p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p>
<p>前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p>	<p>前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p>
<p>第3項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者は、この信託契約の一部解約の実行を停止することができます。</p>	<p>第3項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者は、この信託契約の一部解約の実行を停止することができます。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行なわれないときもしくは停止されたとき</li> <li>2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行なわれないときもしくは停止されたとき</li> <li>2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</li> </ol>
<p>前項によりこの信託契約の一部解約の実行が停止された場合には、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行停止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定</p>	<p>前項によりこの信託契約の一部解約の実行が停止された場合には、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該一部解約の実行停止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規</p>

<p>に準じて算定した価額とします。</p> <p>第3項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託および日本トレンド・マネーポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、前項の規定にかかわらず、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合、もしくは委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を含みます。）または自動けいぞく投資約款に規定する各信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合には、第45条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> <p><u>（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）</u>  <u>第44条の2</u>  <u>振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。</u></p> <p>（反対者の買取請求権）  第50条の2  第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項</p>	<p>定に準じて算定した価額とします。</p> <p>第3項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託および日本トレンド・マネーポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、前項の規定にかかわらず、当該受益証券の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合、もしくは委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を含みます。）または自動けいぞく投資約款に規定する各信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合には、第45条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> <p>（新設）</p> <p>（反対者の買取請求権）  第50条の2  第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項</p>
---	---

<p>または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>附則第2条 この約款において、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。</p> <p>附則第6条 第40条第5項および第42条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。</p> <p>附則第7条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条から第13条までおよび第40条の2の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</p>	<p>または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>附則第2条 この約款において、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。</p> <p>附則第6条 第40条第5項および第42条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。</p> <p>附則第7条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発</p>
--	--

	<p>行しません。</p> <p>また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。</p> <p>平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。</p> <p>委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。</p> <p>受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。</p> <p>委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。</p> <p>前項の信託約款変更を行なった場合、委託者は、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。</p> <p>委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の</p>
--	---

<p>(1)委託者が自らの募集に関して別に定める各信託</p> <p>約款第10条第8項および第44条第10項の「委託者の自らの募集に関して別に定める各信託」とは次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ 追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン 追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフ オリオ</p> <p>(2)別に定める各信託</p> <p>約款第10条第12項および第44条第7項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ 追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン 追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフ オリオ</p>	<p>指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>(1)委託者が自らの募集に関して別に定める各信託</p> <p>約款第10条第7項および第44条第10項の「委託者の自らの募集に関して別に定める各信託」とは次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ 追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン 追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフ オリオ</p> <p>(2)別に定める各信託</p> <p>約款第10条第11項および第44条第7項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ 追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン 追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフ オリオ</p>
---	---

## &lt; 追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン &gt;

## 運用の基本方針

約款第15条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

## 基本方針

この投資信託は、有価証券を組入れつつ株価指数先物取引を積極的に活用し、株式市場全体の値動きと反対の収益の変動をめざした運用を行ないます。

## 運用方法

## (1)投資対象

短期公社債を主要投資対象とします。なお、わが国の証券取引所上場株式に投資することができます。

## (2)投資態度

信託財産の50%以上短期公社債を組入れます。株式市場全体の値動きの概ね反対の投資成果をめざすため、原則として株価指数先物取引の売建額が純資産総額に対してほぼ同額になるように調整を行ないます。

設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を売建てもしくは買戻しするものとします。

## 運用制限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2)同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です

## 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

## 分配対象額についての分配方針

利子・配当収入は原則として全額を分配します。売買益からの分配金額は投信会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、収益分配金額は1万口当り10円以上10円単位とします。ただし、分配対象額が1万口当り10円未満の場合には分配を行ないません。

## 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。



追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金10億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。委託者は、受託者と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成22年1月12日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示したものとすることができます。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第9条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の申込単位および価額)

第10条 委託者は、第8条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、第40条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条の規定により発行された受益証券を、別に定める日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款(以下「自動けいぞく投資約款」といいます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」とい

います。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前2項の受益証券の価額は、次に定める日(以下「取得申込受付日」といいます。)の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円とします。

1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合 ..... 取得申込日
2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時を過ぎて受け付けた場合 ..... 取得申込日の翌営業日

前項の手料は、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の1口当りの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込受付日の基準価額とすることができます。

なお、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第3項の規定にかかわらず、受益者が第40条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第3項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資約款に規定するこの信託以外の信託の受益者が別に定める契約に基づいて当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対してこの信託の取得申込をする場合の受益証券の価額および委託者の自らの募集に関して別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益証券の一部解約金の手取金をもって委託者に対してこの信託の取得申込をする場合の受益証券の価額は、原則として、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手料は、第4項で定める手数料とは別に、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第7項において委託者の自らの募集にかかる受益証券の受益者がその有する受益証券の全部について一部解約金の手取金をもってこの信託の取得申込をする場合には、委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者が定める単位をもって、当該取得の申込に応ずるものとします。

第3項、第5項および第7項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該取得の申込を、委託者が追加信託(収益分配金の再投資にかかる追加信託を除きます。以下本項において同じ。)を行なわない措置を解除した後の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなすものとします。

1. 委託者が、当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。)が行なわれないこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
2. 委託者が、当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生し

たことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行わない措置を取ったとき

第3項および第5項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託および日本トレンド・マネーポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の一部解約の実行を停止したときは、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなします。

追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込受付日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益証券の再交付）

第11条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

（毀損した場合等の再交付）

第12条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第13条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

（投資の対象とする資産の種類）

第13条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限り、）の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（それぞれ証券取引法第2条において定めのあるものをいいます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引

受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第8号までの証券の性質を有するもの
10. オプションを表示する証券または証書
11. 預託証書
12. 貸付債権信託受益権

なお、第1号の証券または証書および第11号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第11号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場(証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第17条 委託者は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第19条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証

券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引の運用指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（投資する公社債の範囲）

第22条 （削除）

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託）

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合し

ていることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第27条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第28条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券の売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1.一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券または金融商品等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- 2.再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 3.借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替え金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年1月12日から翌年1月11日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成7年1月17日から平成8年1月11日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます

す。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の92の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配します。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第39条 (削除)

(収益分配金の再投資等)

第40条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金(委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金を除きます。)を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に交付します。

委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。

委託者は、自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。

第44条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

(受益証券の混蔵保管、記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い)

第40条の2 保護預りを行なう会社(以下「保護預り会社」といい、この信託においては日興シティ信託銀行株式会社とします。)は、保護預り会社と受益証券取得申込者との間に結ばれた保護預り契約に基づいて、委託者の自らの募集にかかる受益証券を大券をもって混蔵保管するものとします。

委託者は、別に定める契約または前項の規定に基づいて保管される受益証券については、受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行ないません。



保護預り会社、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者から自己の有する受益証券について返還請求があった場合には、当該受益者から第44条に規定する信託契約の一部解約の実行の請求があったものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、第40条第1項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第42条第1項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第42条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金および一部解約金等の支払い)

第42条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、次に定める日(以下「解約請求受付日」といいます。)から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が受益者の請求を午後2時(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合 ..... 当該請求日
2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合 ..... 当該請求日の翌営業日

前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

第44条第3項に規定する信託の一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。ただし、信託の一部解約にかかる受益証券が委託者の自らの募集にかかる受益証券である場合には、当該受益証券に帰属する収益分配金は、委託者において支払います。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第43条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第44条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

第3項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者は、この信託契約の一部解約の実行を停止することができます。

1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。)が行なわれないときもしくは停止されたとき
2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき



前項によりこの信託契約の一部解約の実行が停止された場合には、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該一部解約の実行停止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

第3項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託および日本トレンド・マネーポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、前項の規定にかかわらず、当該受益証券の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合、もしくは委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を含みます。）または自動けいぞく投資約款に規定する各信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合には、第45条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### （信託契約の解約）

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

#### （信託契約に関する監督官庁の命令）

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがうものとします。

#### （委託者の認可取消等に伴う取扱い）

第47条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託

者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第50条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条の2 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第51条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 変更後の第10条の規定は、平成18年4月12日以降の取得申込について適用します。
- 第2条 この約款において、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、
- 第3条 変更後の第36条の規定は、平成11年7月1日より適用します。
- 第4条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとし、  
変更後の第6条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとし、
- 第5条 変更後の第37条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。  
変更後の第37条第3項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。
- 第6条 第40条第5項および第42条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとし、
- 第7条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。  
また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、  
平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。  
委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。  
受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとし、  
なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、  
ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとし、

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

前項の信託約款変更を行なった場合、委託者は、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

平成7年1月17日

委託者 東京都千代田区有楽町一丁目1番3号  
日興アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

(1)委託者が自らの募集に関して別に定める各信託

約款第10条第7項および第44条第10項の「委託者の自らの募集に関して別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ハイパー・ウェイブ
追加型証券投資信託	リバース・トレンド・オープン
追加型証券投資信託	日本トレンド・マネーポートフォリオ

(2)別に定める各信託

約款第10条第11項および第44条第7項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ハイパー・ウェイブ
追加型証券投資信託	リバース・トレンド・オープン
追加型証券投資信託	日本トレンド・マネーポートフォリオ

## 信託約款（平成19年1月4日実施予定）の変更内容について

委託会社は、「リバース・トレンド・オープン」の受益証券を振替受益権とするため、平成19年1月4日実施予定で重大な約款変更を行なう予定です。当該変更が実施される場合の信託約款の変更部分について、その内容を下表に記載しております。

なお、重大な約款変更の内容についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更(読み替え)は割愛している場合があります。

下線部 〃 は変更部分を示します。

重大な約款変更後の約款の内容	平成18年4月12日現在の約款の内容
<p>(受益権の取得申込の勧誘の種類) 第3条の2 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。</p>	<p>(受益証券の取得申込の勧誘の種類) 第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。</p>
<p>(当初の受益者) 第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>	<p>(当初の受益者) 第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p>(受益権の分割および再分割) 第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p>
<p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以</p>	<p>(受益証券の発行および種類) 第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表す<u>無記名式の受益証券を発行します。</u></p>

<p>下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</p>	
<p>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</p>	<p>委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示したものとすることができます。</p>
<p>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</p>	
<p>委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、保護預り会社または第40条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p>	<p>(受益証券の発行についての受託者の認証)</p>
<p>第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。</p>	<p>第9条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないません。</p>
<p>(受益権の申込単位および価額)</p>	<p>(受益証券の申込単位および価額)</p>

<p>第10条</p> <p>委託者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。ただし、第40条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。</p> <p>委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款以下「自動けいぞく投資約款」といいます。にしがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</p> <p>前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第40条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>第1項および第2項の受益権の価額は、次に定める日（以下「取得申込受付日」といいます。）の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。）以前に受け付けた場合 …………… 取得申込日</li> <li>2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時を過ぎて受け付けた場合…………… 取得申込日の翌営業日</li> </ol> <p>前項の手数料は、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。</p> <p>第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期</p>	<p>第10条</p> <p>委託者は、第8条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、第40条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。</p> <p>委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条の規定により発行された受益証券を、別に定める日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款（以下「自動けいぞく投資約款」といいます。）にしがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</p> <p>（新設）</p> <p>前2項の受益証券の価額は、次に定める日（以下「取得申込受付日」といいます。）の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。）以前に受け付けた場合 …………… 取得申込日</li> <li>2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時を過ぎて受け付けた場合…………… 取得申込日の翌営業日</li> </ol> <p>前項の手数料は、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。</p> <p>第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した</p>
--	---



<p>間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込受付日の基準価額とすることができます。</p>	<p>証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の1口当りの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込受付日の基準価額とすることができます。</p>
<p>なお、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p>	<p>なお、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p>
<p>第4項の規定にかかわらず、受益者が第40条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p>	<p>第3項の規定にかかわらず、受益者が第40条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p>
<p>第4項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資約款に規定するこの信託以外の信託の受益者が別に定める契約に基づいて当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対してこの信託の取得申込をする場合の受益権の価額および委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益証券または受益権の一部解約金の手取金をもって委託者に対してこの信託の取得申込をする場合の受益権の価額は、原則として、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p>	<p>第3項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資約款に規定するこの信託以外の信託の受益者が別に定める契約に基づいて当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対してこの信託の取得申込をする場合の受益証券の価額および委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益証券の一部解約金の手取金をもって委託者に対してこの信託の取得申込をする場合の受益証券の価額は、原則として、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p>
<p>前項の手数料は、第5項で定める手数料とは別に、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。</p>	<p>前項の手数料は、第4項で定める手数料とは別に、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。</p>
<p>第8項において委託者の自らの募集にかかる受益証券の受益者がその有する受益証券または受益権の全部についての一部解約金の手取金をもってこの信託の取得申込をする場合には、委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者が定める単位をもって、当該取得の申込に応</p>	<p>第7項において委託者の自らの募集にかかる受益証券の受益者がその有する受益証券の全部についての一部解約金の手取金をもってこの信託の取得申込をする場合には、委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者が定める単位をもって、当該取得の申込に応ずるものとしま</p>

ずるものとしします。

第4項、第6項および第8項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該取得の申込を、委託者が追加信託（収益分配金の再投資にかかる追加信託を除きます。以下本項において同じ。）を行なわない措置を解除した後の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなすものとしします。

1. 委託者が、当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行なわれなかったことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
2. 委託者が、当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき

第4項および第6項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託および日本トレンド・マネーポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の一部解約の実行を停止したときは、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなします。

追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すこと

す。

第3項、第5項および第7項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該取得の申込を、委託者が追加信託（収益分配金の再投資にかかる追加信託を除きます。以下本項において同じ。）を行なわない措置を解除した後の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなすものとしします。

1. 委託者が、当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行なわれなかったことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
2. 委託者が、当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき

第3項および第5項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託および日本トレンド・マネーポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の一部解約の実行を停止したときは、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなします。

追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込受付日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すこと

<p>ができます。</p> <p><u>(受益権の譲渡に係る記載または記録)</u> 第10条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。</p> <p>委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p> <p><u>(受益権の譲渡の対抗要件)</u> 第10条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p><u>(受益証券の再交付)</u> 第11条 (削除)</p> <p><u>(毀損した場合等の再交付)</u> 第12条 (削除)</p> <p><u>(受益証券の再交付の費用)</u> 第13条 (削除)</p>	<p>とができます。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(受益証券の再交付)</u> 第11条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。</p> <p><u>(毀損した場合等の再交付)</u> 第12条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。</p> <p><u>(受益証券の再交付の費用)</u> 第13条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</p>
--	---

<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めのあるものをいいます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。))を除きます。))に投資することを指図しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.株券または新株引受権証書</li> <li>2.国債証券</li> <li>3.地方債証券</li> <li>4.特別の法律により法人の発行する債券</li> <li>5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)</li> <li>6.特定社債券</li> <li>7.コマーシャル・ペーパー</li> <li>8.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券</li> <li>9.外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第8号までの証券の性質を有するもの</li> <li>10.オプションを表示する証券または証書</li> <li>11.預託証書</li> <li>12.貸付債権信託受益権</li> </ol> <p>なお、第1号の証券または証書および第11号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第11号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。</p> <p>前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.預金</li> <li>2.指定金銭信託</li> <li>3.コール・ローン</li> <li>4.手形割引市場において売買される手形</li> </ol>	<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めのあるものをいいます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。))を除きます。))に投資することを指図しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.株券または新株引受権証書</li> <li>2.国債証券</li> <li>3.地方債証券</li> <li>4.特別の法律により法人の発行する債券</li> <li>5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)</li> <li>6.特定社債券</li> <li>7.コマーシャル・ペーパー</li> <li>8.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券</li> <li>9.外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第8号までの証券の性質を有するもの</li> <li>10.オプションを表示する証券または証書</li> <li>11.預託証書</li> <li>12.貸付債権信託受益権</li> </ol> <p>なお、第1号の証券または証書および第11号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第11号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。</p> <p>前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.預金</li> <li>2.指定金銭信託</li> <li>3.コール・ローン</li> <li>4.手形割引市場において売買される手形</li> </ol>
<p>(収益分配金の再投資等)</p> <p>第40条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に交付されます。</p>	<p>(収益分配金の再投資等)</p> <p>第40条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金(委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金を除きます。)を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に交付</p>

<p>委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益権</u>の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した<u>受益権</u>は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</p>	<p>します。 委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u>の取得の申込に応じたものとします。</p>
<p>委託者は、自らの募集にかかる<u>受益権</u>に帰属する収益分配金をこの信託の<u>受益権</u>の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる<u>受益権</u>の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した<u>受益権</u>は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</p>	<p>委託者は、自らの募集にかかる<u>受益証券</u>に帰属する収益分配金をこの信託の<u>受益証券</u>の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u>の取得の申込に応じたものとします。</p>
<p>第44条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該<u>受益権</u>に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益権</u>の価額等に応じて計算されるものとします。</p>	<p>第44条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該<u>受益証券</u>に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益証券</u>の価額等に応じて計算されるものとします。</p>
<p>(委託者の自らの募集にかかる<u>受益権</u>の口座管理機関)</p>	<p>(<u>受益証券の混蔵保管、記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い</u>)</p>
<p>第40条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる<u>受益権</u>について、<u>口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。</u></p>	<p>第40条の2 保護預りを行なう会社(以下「<u>保護預り会社</u>」<u>とい</u>い、この信託においては日興シティ信託銀行株式会社とします。)は、保護預り会社と<u>受益証券取得申込者との間に結ばれた保護預り契約に基づいて、委託者の自らの募集にかかる受益証券を大券をもって混蔵保管するものとします。</u></p>
<p>(削 除)</p>	<p>委託者は、別に定める契約または前項の規定に基づいて保管される<u>受益証券</u>については、<u>受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行ないません。</u></p>
<p>(削 除)</p>	<p>保護預り会社、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、<u>受益者から自己の有する受益証券について返還請求があった場合には、当該受益者から第44条に規定する信託契約の一部解約の実行の請求があったものとします。</u></p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の<u>払い込みと支払いに関する受託者の免責</u>)</p>	<p>(<u>収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責</u>)</p>
<p>第41条 受託者は、収益分配金については、第40条第1項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第42条第1項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第42条第2項に規定する支払日までに、その全額を<u>委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p>	<p>第41条 受託者は、収益分配金については、第40条第1項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第42条第1項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第42条第2項に規定する支払日までに、その全額を<u>委託者に交付します。</u></p>
<p>受託者は、前項の規定により<u>委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込ん</u></p>	<p>受託者は、前項の規定により<u>委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する</u></p>

<p>だ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第42条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、<u>信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者(第40条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)</u>に支払います。 なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</p> <p>一部解約金は、次に定める日(以下「解約請求受付日」といいます。)から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が第44条第1項の受益者の請求を午後2時(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合 ..... 当該請求日</p> <p>2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が第44条第1項の受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合 ..... 当該請求日の翌営業日</p> <p>前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、</p> <p>第44条第3項に規定する信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。ただし、信託の一部解約にかかる受益権が委託者の自らの募集にかかる受益権である場合には、当該受益権に帰属する収益分配金は、委託者において支払います。</p>	<p>支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(償還金および一部解約金等の支払い)</p> <p>第42条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引換えに受益者に支払います。</u></p> <p>一部解約金は、次に定める日(以下「解約請求受付日」といいます。)から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。</p> <p>1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が受益者の請求を午後2時(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合 ..... 当該請求日</p> <p>2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合 ..... 当該請求日の翌営業日</p> <p>前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、</p> <p>第44条第3項に規定する信託の一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。ただし、信託の一部解約にかかる受益証券が委託者の自らの募集にかかる受益証券である場合には、当該受益証券に帰属する収益分配金は、委託者において支払います。</p>
--	--

<p>償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益権</u>の価額等に応じて計算されるものとします。</p>	<p>償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益証券</u>の価額等に応じて計算されるものとします。</p>
<p>(一部解約) 第44条</p>	<p>(一部解約) 第44条</p>
<p>受益者は、自己に帰属する<u>受益権</u>につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p>	<p>受益者は、自己の<u>有する受益証券</u>につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p>
<p>平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p>	<p>受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。</p>
<p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>	<p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p>
<p>前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p>	<p>前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p>
<p>第3項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者は、この信託契約の一部解約の実行を停止することができます。</p>	<p>第3項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者は、この信託契約の一部解約の実行を停止することができます。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行なわれないときもしくは停止されたとき</li> <li>2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行なわれないときもしくは停止されたとき</li> <li>2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</li> </ol>
<p>前項によりこの信託契約の一部解約の実行が停止された場合には、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行停止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定</p>	<p>前項によりこの信託契約の一部解約の実行が停止された場合には、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該一部解約の実行停止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規</p>

<p>に準じて算定した価額とします。</p> <p>第3項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託および日本トレンド・マネーポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、前項の規定にかかわらず、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合、もしくは委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を含みます。）または自動けいぞく投資約款に規定する各信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合には、第45条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> <p><u>（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）</u>  <u>第44条の2</u>  <u>振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</u></p> <p>（反対者の買取請求権）  第50条の2  第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項</p>	<p>定に準じて算定した価額とします。</p> <p>第3項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託および日本トレンド・マネーポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、前項の規定にかかわらず、当該受益証券の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合、もしくは委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を含みます。）または自動けいぞく投資約款に規定する各信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合には、第45条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> <p>（新設）</p> <p>（反対者の買取請求権）  第50条の2  第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項</p>
--	---



<p>または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>	<p>または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
<p>附則第2条 この約款において、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、</p>	<p>附則第2条 この約款において、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、</p>
<p>附則第6条 第40条第5項および第42条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、</p> <p>なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとし、</p>	<p>附則第6条 第40条第5項および第42条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、</p> <p>また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、</p> <p>なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとし、</p>
<p>附則第7条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条から第13条までおよび第40条の2の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし、</p>	<p>附則第7条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発</p>

	<p>行しません。</p> <p>また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。</p> <p>委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。</p> <p>受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。</p> <p>委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。</p> <p>前項の信託約款変更を行なった場合、委託者は、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。</p> <p>委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の</p>
--	---

<p>(1)委託者が自らの募集に関して別に定める各信託</p> <p>約款第10条第8項および第44条第10項の「委託者の自らの募集に関して別に定める各信託」とは次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ 追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン 追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフ オリオ</p> <p>(2)別に定める各信託</p> <p>約款第10条第12項および第44条第7項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ 追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン 追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフ オリオ</p>	<p>指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>(1)委託者が自らの募集に関して別に定める各信託</p> <p>約款第10条第7項および第44条第10項の「委託者の自らの募集に関して別に定める各信託」とは次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ 追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン 追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフ オリオ</p> <p>(2)別に定める各信託</p> <p>約款第10条第11項および第44条第7項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ 追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン 追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフ オリオ</p>
---	---

## &lt; 追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフォリオ &gt;

## 運用の基本方針

約款第15条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

## 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長をはかることを目標として安定運用を行ないます。

## 運用方法

## (1)投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

## (2)投資態度

主としてわが国の公社債に投資を行ない利息等収益の確保をはかります。

## 運用制限

- (1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (2)同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (3)外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- (4)有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行ないます。
- (5)スワップ取引は、約款第20条の範囲で行ないます。
- (6)金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行ないます。

## 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

## 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

## 分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、収益分配金額は1万口当り10円以上10円単位とします。ただし、分配対象額が1万口当り10円未満の場合には分配を行ないません。

## 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフォリオ 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けま

す。  
委託者は、受託者と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成22年1月12日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示したものとすることができます。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第9条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の申込単位および価額)

第10条 委託者は、第8条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、委託者の自らの募集に関して別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益証券の一部解約金の手取金をもって取得申込する場合に限り、委託者が定める単位をもって、当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、当該受益者がその有する受益証券の全部についての一部解約金の手取金をもって取得申込する場合には委託者が定める単位をもって、また、この信託の受益者の第42条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込の場合には1口の整数倍をもって、当該取得の申込に応ずることができます。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に

関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条の規定により発行された受益証券を、別に定める日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款(以下「自動けいぞく投資約款」といいます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとし、

前2項の受益証券の価額は、次に定める日(以下「取得申込受付日」といいます。)の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円とします。

1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合 …………… 取得申込日

2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時を過ぎて受け付けた場合 …………… 取得申込日の翌営業日

前項の規定にかかわらず、受益者が第42条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第3項の規定にかかわらず、別に定める各信託(この信託を除きます。以下本項において同じ。)について、委託者がその翌営業日の一部解約の実行を停止したときは、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、委託者が別に定める各信託について一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

(受益証券の再交付)

第11条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

(毀損した場合等の再交付)

第12条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第13条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券

2. 有価証券指数等先物取引に係る権利

3. 有価証券オプション取引に係る権利

4. 外国市場証券先物取引に係る権利

5. 金銭債権

6. 約束手形

7. 金融先物取引に係る権利

8. 金融デリバティブ取引に係る権利

9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限り、)の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲および株式への投資制限)

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めのあるものをいいます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券
11. オプションを表示する証券または証書
12. 預託証書
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 貸付債権信託受益権
15. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第9号および第12号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうよう、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場（証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第19条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定



する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の50を超えることとなる場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第26条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第29条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第30条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券の売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券または金融商品等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替え金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

( 信託の計算期間 )

第36条 この信託の計算期間は、毎年1月12日から翌年1月11日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成8年12月2日から平成9年1月11日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

( 信託財産に関する報告 )

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

( 信託事務等の諸費用 )

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

( 信託報酬等の額 )

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率(以下「信託報酬率」という。)を乗じて得た額とします。

平成11年10月以降、各月の最終営業日(委託者の営業日をいう。以下同じ。)の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬率は、当該各月の最終5営業日間におけるこの信託の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レートの平均値に応じ、次の率とします。

平均値が0.6%以上のとき	.....	年10,000分の 55
平均値が0.4%以上0.6%未満のとき	.....	年10,000分の 30
平均値が0.2%以上0.4%未満のとき	.....	年10,000分の 15
平均値が0.1%以上0.2%未満のとき	.....	年10,000分の 6
平均値が0.1%未満のとき	.....	当該平均値に0.6を乗じて得た率

前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

( 収益分配 )

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

( 追加信託金および一部解約金の計算処理 )

第41条 ( 削 除 )

( 収益分配金の再投資等 )

第42条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金(委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金を除きます。)を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に交付します。

委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。

委託者は、自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとしま

す。

第48条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合および第47条第1項により委託者の指定する証券会社が受益証券を買取った場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

(受益証券の混蔵保管、記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い)

第43条 保護預りを行なう会社(以下「保護預り会社」といい、この信託においては日興シティ信託銀行株式会社とします。)は、保護預り会社と受益証券取得申込者との間に結ばれた保護預り契約に基づいて、委託者の自らの募集にかかる受益証券を大券をもって混蔵保管するものとします。

委託者は、別に定める契約または前項の規定に基づいて保管される受益証券については、受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行ないません。

保護預り会社、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者から自己の有する受益証券について返還請求があった場合には、当該受益者から第48条に規定する信託契約の一部解約の実行の請求があったものとみなします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金については、第42条第1項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第45条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金および一部解約金等の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、次に定める日(以下「解約請求受付日」といいます。)から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が受益者の請求を午後2時(日本証券業協会諸規則に規定する半休日の場合は午前10時とします。以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合 ..... 当該請求日
2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合 ..... 当該請求日の翌営業日

前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

第42条第4項に規定する信託の一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金および委託者の指定する証券会社が受益証券を買取った場合の当該受益証券に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。ただし、信託の一部解約にかかる受益証券が委託者の自らの募集にかかる受益証券である場合には、当該受益証券に帰属する収益分配金は、委託者において支払います。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益証券の買取り)

第47条 委託者の指定する証券会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益証券を買取ります。

受益証券の買取価額は、次に定める日(以下「買取請求受付日」といいます。)の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

1. 委託者の指定する証券会社が受益者の請求を午後2時（日本証券業協会諸規則に規定する半休日の場合は午前10時とします。以下本項において同じ。）以前に受け付けた場合  
..... 当該請求日
2. 委託者の指定する証券会社が受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合  
..... 当該請求日の翌営業日

第1項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者の指定する証券会社は、委託者との協議に基づいて、この信託の受益証券の買取請求にかかる売却金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる買取りを停止することができます。当該買取りが停止されたときは、受益者は当該買取停止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を買取請求受付日として、前項の規定に準じて算定された価額とします。

委託者の指定する証券会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益証券の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益証券の買取りの約定を取消することができます。

前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取請求受付日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

（一部解約）

第48条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

第3項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、前項の規定にかかわらず、当該受益証券の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合、もしくは委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を含みます。）または自動けいぞく投資約款に規定する各信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合には、第49条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（信託契約の解約）

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業譲渡に伴う取扱い)

第52条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第54条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第54条の2 第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第

49条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## 附 則

第1条 変更後の第10条の規定は、平成18年4月12日以降の取得申込より適用します。

第2条 この約款において、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第3条 変更後の約款第38条の規定は、平成11年7月1日より適用します。

第4条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。

変更後の第6条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。

第5条 変更後の第39条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。

変更後の第39条第3項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。

第6条 第42条第5項および第45条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を受益権総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第7条 変更後の第47条の各規定は、平成12年4月3日以降の買取請求より適用します。

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基



づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

前項の信託約款変更を行なった場合、委託者は、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の買取りの請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる買取りの請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成8年12月2日

委託者 東京都千代田区有楽町一丁目1番3号  
日興アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都品川区東品川二丁目3番14号  
日興シティ信託銀行株式会社



(1)委託者が自らの募集に関して別に定める各信託

約款第10条第1項および第48条第8項の「委託者の自らの募集に関して別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ハイパー・ウェイブ
追加型証券投資信託	リバース・トレンド・オープン
追加型証券投資信託	日本トレンド・マネーポートフォリオ

(2)別に定める各信託

約款第10条第5項、第47条第3項および第48条第5項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ハイパー・ウェイブ
追加型証券投資信託	リバース・トレンド・オープン
追加型証券投資信託	日本トレンド・マネーポートフォリオ

## 信託約款（平成19年1月4日実施予定）の変更内容について

委託会社は、「日本トレンド・マネーポートフォリオ」の受益証券を振替受益権とするため、平成19年1月4日実施予定で重大な約款変更を行なう予定です。当該変更が実施される場合の信託約款の変更部分について、その内容を下表に記載しております。

なお、重大な約款変更の内容についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更(読み替え)は割愛している場合があります。

下線部 〃 は変更部分を示します。

重大な約款変更後の約款の内容	平成18年4月12日現在の約款の内容
<p>(受益権の取得申込の勧誘の種類) 第3条の2 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。</p>	<p>(受益証券の取得申込の勧誘の種類) 第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。</p>
<p>(当初の受益者) 第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>	<p>(当初の受益者) 第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p>(受益権の分割および再分割) 第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p>
<p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以</p>	<p>(受益証券の発行および種類) 第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表す無記名式の受益証券を発行します。</p>

<p>下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</p>	
<p>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</p>	<p>委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示したものとすることができます。</p>
<p>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</p>	
<p>委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、保護預り会社または第43条に規定する委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p>	<p>(受益証券の発行についての受託者の認証)</p>
<p>第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。</p>	<p>第9条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないません。</p>
<p>(受益権の申込単位および価額)</p>	<p>(受益証券の申込単位および価額)</p>

<p>第10条</p> <p>委託者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって取得申込する場合に限り、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。ただし、当該受益者がその有する受益権の全部についての一部解約金の手取金をもって取得申込する場合には委託者が定める単位をもって、また、この信託の受益者の第42条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込の場合には1口の整数倍をもって、当該取得の申込に応ずることができません。</p> <p>委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款（以下「自動けいぞく投資約款」といいます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</p> <p>前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第43条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>第1項および第2項の受益権の価額は、次に定める日（以下「取得申込受付日」といいます。）の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。）以前に受け付けた場合 ..... 取得申込日</li> <li>2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時を過ぎて受け付けた場合 ..... 取得申込日の翌営業日</li> </ol> <p>前項の規定にかかわらず、受益者が第42条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資</p>	<p>第10条</p> <p>委託者は、第8条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益証券の一部解約金の手取金をもって取得申込する場合に限り、委託者が定める単位をもって、当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、当該受益者がその有する受益証券の全部についての一部解約金の手取金をもって取得申込する場合には委託者が定める単位をもって、また、この信託の受益者の第42条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込の場合には1口の整数倍をもって、当該取得の申込に応ずることができません。</p> <p>委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条の規定により発行された受益証券を、別に定める日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款（以下「自動けいぞく投資約款」といいます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</p> <p>（新設）</p> <p>前2項の受益証券の価額は、次に定める日（以下「取得申込受付日」といいます。）の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。）以前に受け付けた場合 ..... 取得申込日</li> <li>2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時を過ぎて受け付けた場合 ..... 取得申込日の翌営業日</li> </ol> <p>前項の規定にかかわらず、受益者が第42条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資</p>
---	--

<p>する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の一部解約の実行を停止したときは、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、委託者が別に定める各信託について一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなします。</p> <p>前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。</p>	<p>場合の受益証券の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>第3項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の一部解約の実行を停止したときは、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、委託者が別に定める各信託について一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなします。</p> <p>前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。</p>
<p>（受益権の譲渡に係る記載または記録）</p> <p>第10条の2</p> <p>受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。</p> <p>委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（受益権の譲渡の対抗要件）</p> <p>第10条の3</p> <p>受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（受益証券の再交付）</p> <p>第11条</p> <p>（削除）</p>	<p>（受益証券の再交付）</p> <p>第11条</p> <p>委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添</p>

<p>( 毀損した場合等の再交付 ) 第12条 ( 削 除 )</p>	<p><u>え、再交付を請求したときは、受益証券を再交付しま</u> <u>す。</u></p> <p>( 毀損した場合等の再交付 ) 第12条</p>
<p>( 受益証券の再交付の費用 ) 第13条 ( 削 除 )</p>	<p><u>委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、</u> <u>委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請</u> <u>求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽</u> <u>を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。</u></p>
<p>( 受益証券の再交付の費用 ) 第13条 ( 削 除 )</p>	<p>( 受益証券の再交付の費用 ) 第13条</p> <p><u>委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対</u> <u>して実費を請求することができます。</u></p>
<p>( 収益分配金の再投資等 ) 第42条</p> <p><u>受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むこと</u> <u>により、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、</u> <u>収益分配金が委託者、委託者の指定する証券会社および</u> <u>委託者の指定する登録金融機関に交付されます。</u></p>	<p>( 収益分配金の再投資等 ) 第42条</p> <p><u>委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日</u> <u>に、収益分配金(委託者の自らの募集にかかる受益証券</u> <u>に帰属する収益分配金を除きます。)を委託者の指定す</u> <u>る証券会社および委託者の指定する登録金融機関に交付</u> <u>します。</u></p>
<p>委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登 録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し 遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益権</u>の取得の申 込に応じたものとします。<u>当該取得により増加した受益</u> <u>権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記</u> <u>載または記録されます。</u></p>	<p>委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登 録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し 遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u>の取得の 申込に応じたものとします。</p>
<p>委託者は、自らの募集にかかる<u>受益権</u>に帰属する収益 分配金をこの信託の<u>受益権</u>の取得申込金として、各受益 者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる<u>受益権</u>の取得 の申込に応じたものとします。<u>当該取得により増加した</u> <u>受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿</u> <u>に記載または記録されます。</u></p>	<p>委託者は、自らの募集にかかる<u>受益証券</u>に帰属する収 益分配金をこの信託の<u>受益証券</u>の取得申込金として、各 受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u> の取得の申込に応じたものとします。</p>
<p>第48条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合 および第47条第1項により委託者の指定する証券会社が <u>受益権</u>を買取った場合に、当該<u>受益権</u>に帰属する収益分 配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算 期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益 者に支払います。</p>	<p>第48条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合 および第47条第1項により委託者の指定する証券会社が <u>受益証券</u>を買取った場合に、当該<u>受益証券</u>に帰属する収 益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎 計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から 受益者に支払います。</p>
<p>収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益 者ごとの信託時の<u>受益権</u>の価額等に応じて計算されるも のとします。</p>	<p>収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益 者ごとの信託時の<u>受益証券</u>の価額等に応じて計算される ものとします。</p>
<p>( 委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関 ) 第43条</p> <p><u>委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権につい</u> <u>て、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または</u> <u>記録等に関する業務を委任することができます。</u></p>	<p>( 受益証券の混蔵保管、記名式受益証券への変更ならび に受益証券の返還請求の取扱い ) 第43条</p> <p><u>保護預りを行なう会社(以下「保護預り会社」とい</u> <u>い、この信託においては日興シティ信託銀行株式会社と</u> <u>します。)は、保護預り会社と受益証券取得申込者との</u> <u>間に結ばれた保護預り契約に基づいて、委託者の自らの</u></p>

<p>(削除)</p>	<p>募集にかかる受益証券を大券をもって混蔵保管するものとします。</p> <p>委託者は、別に定める契約または前項の規定に基づいて保管される受益証券については、受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。</p>
<p>(削除)</p>	<p>保護預り会社、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者から自己の有する受益証券について返還請求があった場合には、当該受益者から第48条に規定する信託契約の一部解約の実行の請求があったものとみなします。</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 第44条</p> <p>受託者は、収益分配金については、第42条第1項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第45条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第44条</p> <p>受託者は、収益分配金については、第42条第1項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第45条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。</p> <p>受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>
<p>(償還金および一部解約金の支払い) 第45条</p> <p>償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者(第43条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</p> <p>一部解約金は、次に定める日(以下「解約請求受付日」といいます。)から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>1.委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の</p>	<p>(償還金および一部解約金等の支払い) 第45条</p> <p>償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。</p> <p>一部解約金は、次に定める日(以下「解約請求受付日」といいます。)から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。</p> <p>1.委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の</p>

<p>指定する登録金融機関が第48条第1項の受益者の請求を午後2時（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。）以前に受け付けた場合 ..... 当該請求日</p> <p>2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が第48条第1項の受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合 ..... 当該請求日の翌営業日</p> <p>前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。</p> <p>第42条第4項に規定する信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金および委託者の指定する証券会社が受益権を買取った場合の当該受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。ただし、信託の一部解約にかかる受益権が委託者の自らの募集にかかる受益権である場合には、当該受益権に帰属する収益分配金は、委託者において支払います。</p> <p>償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。</p> <p>（受益権の買取り） 第47条 委託者の指定する証券会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。 受益権の買取価額は、次に定める日（以下「買取請求受付日」といいます。）の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。</p> <p>1. 委託者の指定する証券会社が受益者の請求を午後2時（日本証券業協会諸規則に規定する半休日の場合は午前10時とします。以下本項において同じ。）以前に受け付けた場合 ..... 当該請求日</p> <p>2. 委託者の指定する証券会社が受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合 ..... 当該請求日の翌営業日</p> <p><u>受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは、委託者の指定する証券会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益</u></p>	<p>指定する登録金融機関が受益者の請求を午後2時（日本証券業協会諸規則に規定する半休日の場合は午前10時とします。以下本項において同じ。）以前に受け付けた場合 ..... 当該請求日</p> <p>2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合 ..... 当該請求日の翌営業日</p> <p>前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。</p> <p>第42条第4項に規定する信託の一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金および委託者の指定する証券会社が受益証券を買取った場合の当該受益証券に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。ただし、信託の一部解約にかかる受益証券が委託者の自らの募集にかかる受益証券である場合には、当該受益証券に帰属する収益分配金は、委託者において支払います。</p> <p>償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。</p> <p>（受益証券の買取り） 第47条 委託者の指定する証券会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益証券を買取ります。 受益証券の買取価額は、次に定める日（以下「買取請求受付日」といいます。）の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。</p> <p>1. 委託者の指定する証券会社が受益者の請求を午後2時（日本証券業協会諸規則に規定する半休日の場合は午前10時とします。以下本項において同じ。）以前に受け付けた場合 ..... 当該請求日</p> <p>2. 委託者の指定する証券会社が受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合 ..... 当該請求日の翌営業日</p> <p>（新 設）</p>
--	--



<p><u>証券をもって行なうもの</u>とします。</p> <p><u>第1項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者の指定する証券会社は、委託者との協議に基づいて、この信託の<u>受益権</u>の買取請求にかかる売却金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる買取りを停止することができます。当該買取りが停止されたときは、受益者は当該買取停止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該<u>受益権</u>の買取価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を買取請求受付日として、<u>第2項</u>の規定に準じて算定された価額とします。</u></p> <p><u>委託者の指定する証券会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による<u>受益権</u>の買取りを中止することおよび既に受け付けた<u>受益権</u>の買取りの約定を取消することができます。</u></p> <p><u>前項により<u>受益権</u>の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該<u>受益権</u>の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取請求受付日として、<u>第2項</u>の規定に準じて算定された価額とします。</u></p> <p>（一部解約） 第48条 受益者は、自己に帰属する<u>受益権</u>につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p><u>平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な<u>受益証券</u>をもって行なうものとします。</u></p> <p><u>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る<u>受益権</u>の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u></p>	<p><u>第1項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者の指定する証券会社は、委託者との協議に基づいて、この信託の<u>受益証券</u>の買取請求にかかる売却金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる買取りを停止することができます。当該買取りが停止されたときは、受益者は当該買取停止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該<u>受益証券</u>の買取価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を買取請求受付日として、<u>前項</u>の規定に準じて算定された価額とします。</u></p> <p><u>委託者の指定する証券会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による<u>受益証券</u>の買取りを中止することおよび既に受け付けた<u>受益証券</u>の買取りの約定を取消することができます。</u></p> <p><u>前項により<u>受益証券</u>の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該<u>受益証券</u>の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取請求受付日として、<u>第2項</u>の規定に準じて算定された価額とします。</u></p> <p>（一部解約） 第48条 受益者は、自己の<u>有する受益証券</u>につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p><u>受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、<u>受益証券</u>をもって行なうもの</u>とします。</p> <p><u>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</u></p>
--	---

<p>前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。</p> <p>第3項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の追加信託を行わない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、前項の規定にかかわらず、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行わない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合、もしくは委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を含みます。）または自動けいぞく投資約款に規定する各信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合には、第49条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> <p><u>（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）</u>  <u>第48条の2</u>  <u>振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</u></p> <p><u>（反対者の買取請求権）</u>  <u>第54条の2</u>  第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第49条第3項</p>	<p>前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。</p> <p>第3項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の追加信託を行わない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、前項の規定にかかわらず、当該受益証券の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行わない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合、もしくは委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を含みます。）または自動けいぞく投資約款に規定する各信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合には、第49条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> <p>（新設）</p> <p><u>（反対者の買取請求権）</u>  <u>第54条の2</u>  第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第49条第3項</p>
--	--

<p>または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>	<p>または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
<p>附則第2条 この約款において、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとし、</p>	<p>附則第2条 この約款において、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、</p>
<p>附則第6条 第42条第5項および第45条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、</p> <p>なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとし、</p>	<p>附則第6条 第42条第5項および第45条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、</p> <p>また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、</p> <p>なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとし、</p>
<p>附則第8条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条から第13条までおよび第43条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし、</p>	<p>附則第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発</p>

	<p>行しません。</p> <p>また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。</p> <p>平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。</p> <p>委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。</p> <p>受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。</p> <p>委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。</p> <p>前項の信託約款変更を行なった場合、委託者は、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。</p> <p>委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の</p>
--	---

<p>(1)委託者が自らの募集に関して別に定める各信託</p> <p>約款第10条第1項および第48条第8項の「委託者の自らの募集に関して別に定める各信託」とは次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ 追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン 追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフ オリオ</p> <p>(2)別に定める各信託</p> <p>約款第10条第6項、第47条第4項および第48条第5項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ 追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン 追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフ オリオ</p>	<p>指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の買取りの請求を受益者がするとき、委託者の指定する証券会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる買取りの請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>(1)委託者が自らの募集に関して別に定める各信託</p> <p>約款第10条第1項および第48条第8項の「委託者の自らの募集に関して別に定める各信託」とは次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ 追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン 追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフ オリオ</p> <p>(2)別に定める各信託</p> <p>約款第10条第5項、第47条第3項および第48条第5項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ 追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン 追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフ オリオ</p>
---	---

# 日本トレンド・セレクト

**R100**

古紙/リサイクル配合率100%  
再生紙を使用しています

日興AMmobile



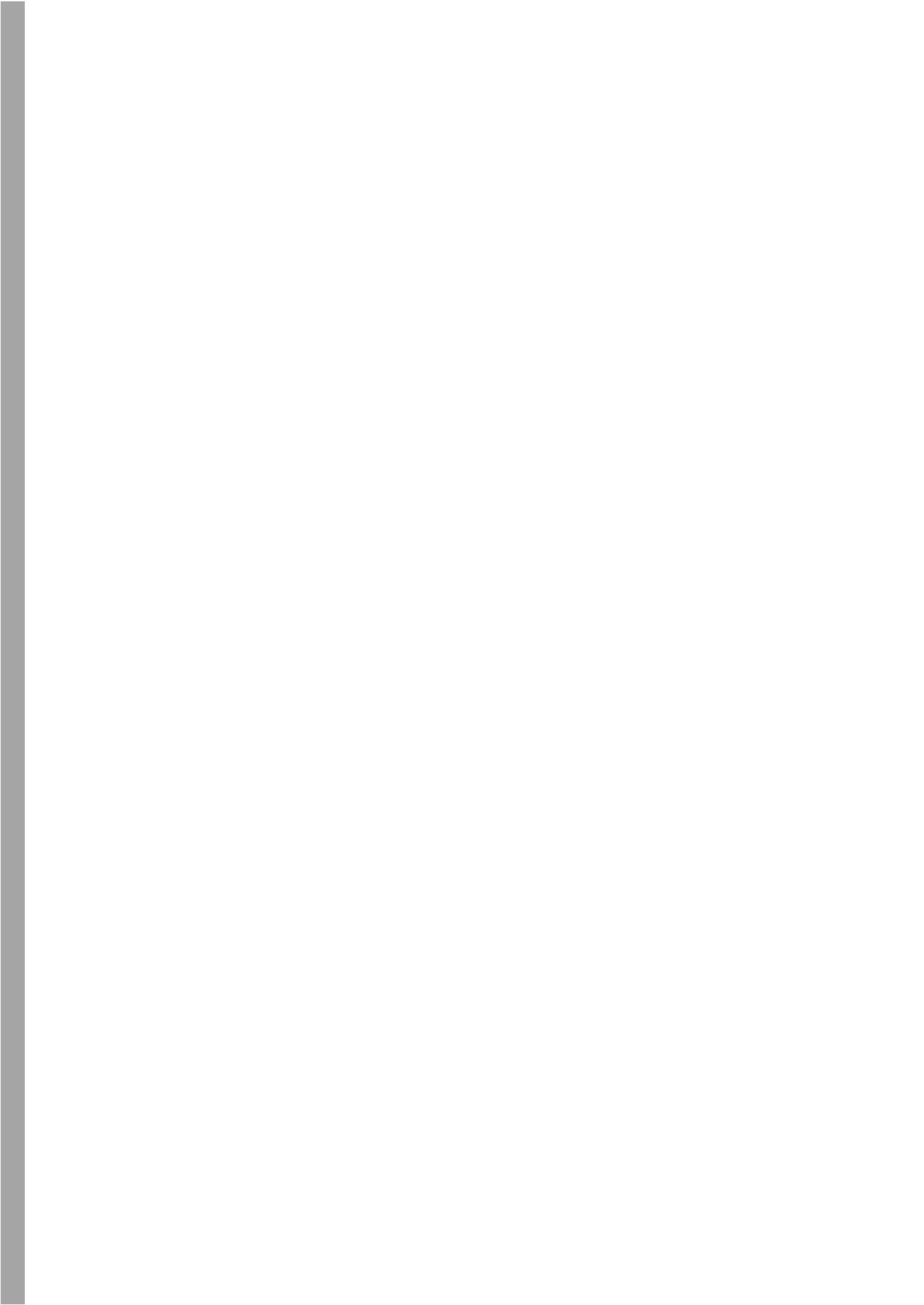
▶ 携帯電話サイトアドレス ◀

<http://www.nikkoam.com/i/>



QRコード







# 日本トレンド・セレクト

ハイパー・ウェイブ  
リバース・トレンド・オープン  
日本トレンド・マネーポートフォリオ

追加型株式投資信託／派生商品型／自動けいぞく投資専用

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

1. この目論見書により行なう「日本トレンド・セレクト」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年4月11日に関東財務局長に提出しており、平成18年4月12日にその効力が発生しております。
2. 「日本トレンド・セレクト」は、主に短期公社債に投資するとともに、株価指数先物取引なども積極的に活用するため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

- 目 次 -

	頁
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	
2 【換金（解約）手続等】	
第3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	
(1) 【資産の評価】	
(2) 【保管】	
(3) 【信託期間】	
(4) 【計算期間】	
(5) 【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	6
1 【財務諸表】	
(1) 【貸借対照表】	
(2) 【損益及び剰余金計算書】	
(3) 【附属明細表】	
2 【ファンドの現況】	
【純資産額計算書】	
第5 【設定及び解約の実績】	24

## 第1【ファンドの沿革】

&lt;ハイパー・ウェイブ&gt;

&lt;リバース・トレンド・オープン&gt;

平成 7年1月17日 ファンドの信託契約締結、運用開始

平成 16年1月13日 信託期間の更新

(信託終了日を平成 17年1月11日から平成 22年1月12日へ変更)

&lt;日本トレンド・マネーポートフォリオ&gt;

平成 8年12月2日 ファンドの信託契約締結、運用開始

平成 16年1月13日 信託期間の更新

(信託終了日を平成 17年1月11日から平成 22年1月12日へ変更)

## 第2【手続等】

## 1【申込(販売)手続等】

## (1) 取得の申込み

- ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なっていただきます。
- ・原則として、午後2時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前10時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付(スイッチングを含みます。以下同じ。)を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。
- ・日本トレンド・マネーポートフォリオのお申込みは、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。
- ・次のような場合で、委託会社が追加設定を行わない措置をとったときは、当日を取得申込受付日とせず、翌営業日以降の日を取得申込受付日として取り扱わせていただくことがあります。この場合、受益者はお申込みを取り消すことができます。

当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、

1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会(半休日においては午前立会)が行なわれな  
いとき、もしくは停止されたとき。
2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証  
券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、  
当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立  
しないとき。

ファンドの受益権は、平成 19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。委託会社は、追加設定により生じた受益権については追加設定のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## (2) 申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

(9:00~17:00 土、日、祝日は除く。)

ただし、半休日となる場合は9:00~12:00)

## (3) 自動けいぞく(累積)投資契約

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく(累積)投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・受益証券は、すべて保護預りとなります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

(注) ファンドの受益権は、平成 19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

- (4) 申込金額
  - ・取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
  - ・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。
- (5) 償還乗換
  - ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
  - ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。
- (6) 乗換優遇
  - 受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、受益証券の取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) スwitching
  - ・Switchingとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時にお申込みいただきます。
  - ・お申込みの際に、「Switching」の旨をご指示ください。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求
  - ・原則として、いつでも換金（Switchingを含みます。）が可能です。
  - ・原則として、午後2時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前10時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
  - ・ただし、次のような場合は、当日を換金請求受付日とせず、翌営業日以降の日を換金請求受付日として取り扱っていただくことがあります。この場合、受益者はご換金の請求を撤回することができます。なお、日本トレンド・マネーポートフォリオの換金は、原則として、随時可能とします。  
当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて
    1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（半休日においては午前立会）が行なわれな  
いとき、もしくは停止されたとき
    2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における呼値が当該証券取引所が定め  
る呼び値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの  
当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
- (2) 換金方法
  - <ハイパー・ウェイブ>
  - <リバース・トレンド・オープン>  
解約請求により換金できます。
  - <日本トレンド・マネーポートフォリオ>  
換金には、解約請求と買取請求の2通りがあります。  
ただし、販売会社によっては、買取請求ができない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合  
わせください。
- (3) 換金制限
  - ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換  
金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせく  
ださい。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行なうものとし、

平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

#### < 解約請求による換金 >

##### (1) 換金単位

1 口単位

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### (2) 解約価額

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 1% の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。ただし、日本トレンド・マネーポートフォリオには、信託財産留保額はかかりません。

##### (3) 手取額

1 口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し 10%（内国法人は所得税のみの 7%））を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

##### (4) 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。

##### (5) 受付中止

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付（スイッチングを含みます。以下同じ。）を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

#### < 買取請求による換金 >

日本トレンド・マネーポートフォリオのみ買取の請求ができます。

##### (1) 換金単位

1 口単位

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### (2) 買取価額

買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

##### (3) 手取額

1 口当たりのお手取額は、当該買取価額となります。

##### (4) 受付中止

- ・販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益証券の買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。

- ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

### 第 3 【管理及び運営】

#### 1 【資産管理等の概要】

##### (1) 【資産の評価】

###### 基準価額の算出

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1 万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

###### 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

- ・国内公社債：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。
    - a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
    - b) 証券会社、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
    - c) 価格情報会社の提供する価額
 残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。
  - ・有価証券先物取引等（国内）：原則として、基準価額計算日における証券取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。
  - ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。
- 基準価額の算出頻度と公表
- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
  - ・直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

（9：00～17：00 土、日、祝日は除く。）

ただし、半休日となる場合は9：00～12：00）

(2)【保管】

受益証券は、「自動けいぞく（累積）投資契約」などに基づき、販売会社などにおいて保護預りとさせていただきます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3)【信託期間】

ハイパー・ウェイブ リバース・トレンド・オープン	平成7年1月17日から 平成22年1月12日まで
日本トレンド・マネー・ポートフォリオ	平成8年12月2日から 平成22年1月12日まで

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年1月12日から翌年1月11日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により各ファンドの受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、または各ファンドの受益権の口数の合計が20億口を下回るようになった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

### 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。
- 5) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして後記「異議の申立て」の規定を適用します。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記2)の書面の交付を原則として行ないません。

### 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

### 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から受益者に支払われます。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

### 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

### 関係法人との契約について

販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
    - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益証券の口数に応じて受領する権利を有します。
    - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
  - (2) 解約請求権
 

受益者は、受益証券の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。
  - (3) 帳簿閲覧権
 

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。
- (注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者となります。）に帰属し、当該収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

<ハイパー・ウェイブ> <リバース・トレンド・オープン>

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第10期計算期間(平成16年1月14日から平成17年1月11日まで)及び第11期計算期間(平成17年1月12日から平成18年1月11日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期計算期間(平成16年1月14日から平成17年1月11日まで)及び第10期計算期間(平成17年1月12日から平成18年1月11日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

平成17年2月22日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中


中央青山監査法人



代表社員  
関与社員 公認会計士

藤間義雄 

関与社員 公認会計士

鳥飼裕 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイパー・ウェイブの平成16年1月14日から平成17年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイパー・ウェイブの平成17年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書


平成18年2月21日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

中央青山



指定社員 公認会計士  
業務執行社員

藤間義雄 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

鳥飼裕一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイパー・ウェイブの平成17年1月12日から平成18年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイパー・ウェイブの平成18年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1【財務諸表】

## ハイパー・ウェイブ

## (1)【貸借対照表】

科目	期別 注記 番号	(単位:円)	
		第10期 平成17年1月11日現在	第11期 平成18年1月11日現在
資産の部			
流動資産			
金銭信託		8,016,868	370,265,665
コール・ローン		4,294,996,142	8,337,996,526
国債証券		5,799,779,046	10,897,503,176
派生商品評価勘定		1,096,728,818	1,860,454,084
未収利息		61,811	-
流動資産合計		11,198,582,685	21,466,219,451
資産合計		11,198,582,685	21,466,219,451
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		23,284	1,652,470
前受金		957,930,000	1,430,740,000
未払収益分配金		-	53,751,092
未払解約金		84,092,448	134,761,539
未払委託者報酬		5,187,773	6,337,961
未払委託者報酬		42,540,242	51,971,780
その他未払費用		412,344	440,837
流動負債合計		1,090,186,091	1,679,655,679
負債合計		1,090,186,091	1,679,655,679
純資産の部			
元本			
剰余金		54,746,712,947	53,751,092,676
期末未払金		44,638,316,353	33,964,528,904
(うち分配準備立金)		(24,278,432)	(6,403,413,729)
剰余金合計		44,638,316,353	33,964,528,904
純資産合計		10,108,396,594	19,786,563,772
負債・純資産合計		11,198,582,685	21,466,219,451

## (2)【損益及び剰余金計算書】

科目	期別 注記 番号	(単位:円)	
		第10期 自平成17年1月14日 至平成17年1月11日	第11期 自平成17年1月12日 至平成18年1月11日
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益		981,897	640,032
受取利息		138,294	31,611
有価証券売買等損益		1,177,326,515	8,579,644,569
派生商品取引等損益		1,178,170,118	8,580,252,990
営業収益合計		9,905,908	11,318,129
営業費用		81,229,427	92,809,667
委託者報酬		789,020	839,113
その他費用		91,924,355	104,966,909
営業費用合計		1,086,245,763	8,475,286,081
営業利益		1,086,245,763	8,475,286,081
経常利益		1,086,245,763	8,475,286,081
当期純利益		356,828,214	1,805,238,913
当期一部解約に伴う当期純利益分配額		40,485,729,778	44,638,316,353
期首未払金		29,406,970,865	43,684,571,400
次期未払金		(29,406,970,865)	(43,684,571,400)
(当期一部解約に伴う次期未払金減少額)		(-)	(-)
(当期追加信託に伴う次期未払金減少額)		34,288,974,989	39,627,080,027
次期未払金増加額		(-)	(-)
(当期一部解約に伴う次期未払金増加額)		(34,288,974,989)	(39,627,080,027)
(当期追加信託に伴う次期未払金増加額)		-	53,751,092
分配金		44,638,316,353	33,964,528,904
期末未払金			

重要な会計方針

項目	第 10 期 自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	第 11 期 自 平成17年1月12日 至 平成18年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券は個別法に基づき、以下のとおり評価しております。以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所に掲げる計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等業表の店頭売買参考統估值（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売買相場の使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>	<p>有価証券は個別法に基づき、以下のとおり評価しております。以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所に掲げる計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等業表の店頭売買参考統估值（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売買相場の使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引	デリバティブ取引
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月12日から翌年1月11日までとなり、当該年（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとしたし、より次の計算期間は平成16年1月14日から平成17年1月11日までとなっております。</p>	<p>当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月12日から翌年1月11日までとなり、当該年（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとしたし、より次の計算期間は平成17年1月12日から平成18年1月11日までとなっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

	第 10 期 平成17年1月11日現在	第 11 期 平成18年1月11日現在
1. 期首元本額	48,588,390,103 円	54,746,712,947 円
期中追加設定元本額	41,511,470,587 円	53,062,456,012 円
期中解約元本額	35,353,147,723 円	54,058,076,283 円
元本の欠損		
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は44,638,316,353円であり、担保資産		
3. 担保資産	999,925,683 円	999,993,283 円
デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次の通りであります。		
国債証券		

(損益及び剰余金計算書関係)

	第 10 期 自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	第 11 期 自 平成17年1月12日 至 平成18年1月11日
分配金の計算過程		
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	475,033 円	
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	
C 信託約款に定める収益調整金	6,711,543,532 円	
D 信託約款に定める分配準備積立金	23,803,389 円	
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	6,735,821,964 円	
F 分配対象収益 (一口当たり)	0.1230 円	
G 分配金額	1,230 円	
H 分配金額 (一口当たり)	0 円	
I 分配金額 (一口当たり)	0 円	
J 分配金額 (一口当たり)	0 円	
K 分配金額 (一口当たり)	0 円	
L 分配金額 (一口当たり)	0 円	
M 分配金額 (一口当たり)	0 円	
N 分配金額 (一口当たり)	0 円	
O 分配金額 (一口当たり)	0 円	
P 分配金額 (一口当たり)	0 円	
分配金の計算過程		
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	480,579 円	
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	6,448,350,655 円	
C 信託約款に定める収益調整金	6,606,176,604 円	
D 信託約款に定める分配準備積立金	8,333,587 円	
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	13,063,341,425 円	
F 分配対象収益 (一口当たり)	0.2430 円	
G 分配金額	2,430 円	
H 分配金額 (一口当たり)	53,751,092 円	
I 分配金額 (一口当たり)	0.0010 円	
J 分配金額 (一口当たり)	10 円	

取引の時価等に関する事項

区分		種 類	第10期(平成17年1月11日現在)		時 価	評価損益
			契 約 額	うち1年超		
市 場	株 指	株指指数先物取引	19,034,760,000	-	20,131,650,000	1,096,890,000
取 引	買 建					
合 計			19,034,760,000	-	20,131,650,000	1,096,890,000

(単位:円)

区分		種 類	第11期(平成18年1月11日現在)		時 価	評価損益
			契 約 額	うち1年超		
市 場	株 指	株指指数先物取引	38,171,080,000	-	40,032,920,000	1,861,840,000
取 引	買 建					
合 計			38,171,080,000	-	40,032,920,000	1,861,840,000

(単位:円)

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場が評価されています。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報)

第 10 期		第 11 期	
平成17年1月11日現在		平成18年1月11日現在	
1口当たり純資産額	0.1846 円	1口当たり純資産額	0.3681 円
(1万口当たり純資産額)	(1,846 円)	(1万口当たり純資産額)	(3,681 円)

(有価証券関係)

第10期(自平成16年1月14日至平成17年1月11日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
国債証券	5,799,779,046	132,246	
合 計	5,799,779,046	132,246	

第11期(自平成17年1月12日至平成18年1月11日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
国債証券	10,897,503,176	318,676	
合 計	10,897,503,176	318,676	

(デリバティブ取引関係)

I 取引の状況に関する事項

取引の内容	第 10 期	第 11 期
	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	自平成17年1月12日 至平成18年1月11日
当投資信託が利用することのできるデリバティブ取引は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡取引であります。	同左	同左
取引の利用目的および取引に対する取組方針	株指指数先物取引を活用し、株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざします。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	同左

(3)【附属細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (邦貨建債券)

種類	銘柄	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	0075 0371	割引短期国庫債券 第3 7 1 回	600,000,000	599,997,729	
	0075 0373	割引短期国庫債券 第3 7 3 回	900,000,000	899,996,917	
	0075 0375	割引短期国庫債券 第3 7 5 回	800,000,000	799,995,426	代用有価証券500,000千円
	0075 0377	割引短期国庫債券 第3 7 7 回	700,000,000	699,994,598	代用有価証券500,000千円
	0075 0379	割引短期国庫債券 第3 7 9 回	1,800,000,000	1,799,936,706	
	0075 0381	割引短期国庫債券 第3 8 1 回	600,000,000	599,924,664	
	0075 0385	割引短期国庫債券 第3 8 5 回	1,400,000,000	1,399,816,870	
	0075 0387	割引短期国庫債券 第3 8 7 回	1,400,000,000	1,399,446,646	
	0075 0389	割引短期国庫債券 第3 8 9 回	900,000,000	899,493,642	
	0075 0391	割引短期国庫債券 第3 9 1 回	1,800,000,000	1,798,899,978	
国債証券 計		10,900,000,000	10,897,503,176		
合計		10,900,000,000	10,897,503,176		

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成17年2月22日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中


中央青山監査法人



代表社員  
関与社員 公認会計士

藤間義雄 

関与社員 公認会計士

鳥飼裕一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリバース・トレンド・オープンの平成16年1月14日から平成17年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リバース・トレンド・オープンの平成17年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

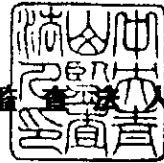
以上

# 独立監査人の監査報告書

平成18年2月21日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

中央青山



指定社員 公認会計士  
業務執行社員

藤間義雄

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

鳥飼裕一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリバース・トレンド・オープンの平成17年1月12日から平成18年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リバース・トレンド・オープンの平成18年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 財務諸表

## リバース・トレンド・オープン

## (1) 貸借対照表

科目	期別 注記 番号	(単位:円)	
		第10期 平成17年1月11日現在	第11期 平成18年1月11日現在
資産の部			
流動資産			
金銭信託		3,695,251	29,774,140
コール・ローン		205,402,447	296,894,719
国債証券		219,991,570	489,982,300
前払金		14,300,000	29,420,000
流動資産合計		443,389,268	846,071,159
資産合計		443,389,268	846,071,159
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		17,224,689	37,528,924
未払金		19,999,620	919,771
未払解約金		1,969,576	18,259,023
未払委託者報酬		160,503	420,615
未払委託者報酬		1,316,652	3,449,542
その他未払費用		12,760	33,593
流動負債合計		40,683,820	60,611,468
負債合計		40,683,820	60,611,468
純資産の部			
元本		311,116,703	857,172,940
剰余金		91,588,745	71,713,249
期末剰余金又は期末欠損金( )		( 544 )	( 15 )
(うち配準備積立金)			
剰余金合計		91,588,745	71,713,249
純資産合計		402,705,448	785,459,691
負債・純資産合計		443,389,268	846,071,159

## (2) 損益及び剰余金計算書

科目	期別 注記 番号	(単位:円)	
		第10期 自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	第11期 自平成17年1月12日 至平成18年1月11日
経常損益の部			
営業利益の部			
営業収益			
受取利息		23,621	14,879
有価証券売買等損益		6,359	3,202
派生商品取引等損益		32,963,292	298,199,548
営業収益合計		32,993,312	298,181,467
営業費用			
委託者報酬		401,316	613,034
委託者報酬		3,291,798	5,027,871
その他費用		31,986	48,937
営業費用合計		3,725,100	5,689,842
営業損失		36,658,412	303,871,309
経常損失		36,658,412	303,871,309
当期純損失		36,658,412	303,871,309
当期一部解約に伴う当期純損失分配額		23,459,478	178,049,829
期首剰余金		143,910,935	91,588,745
剰余金増加額		391,693,693	450,536,207
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		( - )	( - )
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		( 391,693,693 )	( 450,536,207 )
剰余金減少額		430,816,949	488,016,721
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		( 430,816,949 )	( 488,016,721 )
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		( - )	( - )
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )		91,588,745	71,713,249

重要な会計方針

項目	第 10 期 自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	第 11 期 自 平成17年1月12日 至 平成18年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準価で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は、入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準価で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は、入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引	デリバティブ取引
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月12日から翌年1月11日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとなりますので、当計算期間は平成16年1月14日から平成17年1月11日までとなっております。	

注記事項

(貸借対照表関係)

	第 10 期 平成17年1月11日現在	第 11 期 平成18年1月11日現在	
1. 期首元本額	370,450,542 円	期首元本額	311,116,703 円
期中追加設定元本額	1,179,736,529 円	期中追加設定元本額	2,721,493,467 円
期中解約元本額	1,239,070,368 円	期中解約元本額	2,175,437,230 円
2. 元本の欠損		元本の欠損	
3. 担保資産		担保資産	
デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次の通りであります。	29,998,365 円	デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次の通りであります。	29,999,595 円
国債証券		国債証券	

(損益及び剰余金計算書関係)

	第 10 期 自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	第 11 期 自 平成17年1月12日 至 平成18年1月11日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	220,751,567 円	C 信託約款に定める収益調整金	608,218,392 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	544 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	15 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	220,752,111 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	608,218,407 円
F 分配対象収益 (一口当たり)	0.7095 円	F 分配対象収益 (一口当たり)	0.7095 円
G 分配金額 (一口当たり)	7,095 円	G 分配金額 (一口当たり)	7,095 円
H 分配金額 (一口当たり)	0 円	H 分配金額 (一口当たり)	0 円
	0 円		0 円

(有価証券関係)

第10期(自平成16年1月14日至平成17年1月11日)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
国債証券	219,991,570	11,310	
合計	219,991,570	11,310	

第11期(自平成17年1月12日至平成18年1月11日)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
国債証券	489,982,300	7,850	
合計	489,982,300	7,850	

(デリバティブ取引関係)

I 取引の状況に関する事項

取引の内容	第10期 自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	第11期 自平成17年1月12日 至平成18年1月11日
取引の目的および取引に対する取組方針	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数先物取引、有価証券オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先物取引であります。	同左
取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引を活用し、株式市場全体の値動きの概ね反対の投資成果をめざします。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	同左

取引の時価等に関する事項

区分	種類	第10期(平成17年1月11日現在)		時価	評価損益
		契約額等	うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 売建	387,150,000	-	404,250,000	17,100,000
	合計	387,150,000	-	404,250,000	17,100,000

(単位:円)

区分	種類	第11期(平成18年1月11日現在)		時価	評価損益
		契約額等	うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 売建	747,950,000	-	785,280,000	37,330,000
	合計	747,950,000	-	785,280,000	37,330,000

(単位:円)

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しています。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報)

	第10期 平成17年1月11日現在	第11期 平成18年1月11日現在
1口当たり純資産額	1,2944 円	1口当たり純資産額
(1万口当たり純資産額)	(12,944 円)	(1万口当たり純資産額)
		0.9163 円
		(9,163 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (邦貨建債券)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	0075 0369 割引短期国庫債券 第3 6 9 回	30,000,000	29,999,751		
	0075 0371 割引短期国庫債券 第3 7 1 回	30,000,000	29,999,820		
	0075 0373 割引短期国庫債券 第3 7 3 回	80,000,000	79,999,622		
	0075 0375 割引短期国庫債券 第3 7 5 回	50,000,000	49,999,177		
	0075 0377 割引短期国庫債券 第3 7 7 回	50,000,000	49,999,320		
	0075 0379 割引短期国庫債券 第3 7 9 回	140,000,000	139,997,783		
	0075 0381 割引短期国庫債券 第3 8 1 回	50,000,000	49,999,325	代用有価証券30,000千円	
	0075 0385 割引短期国庫債券 第3 8 5 回	60,000,000	59,987,502		
	国債証券 計		490,000,000	489,982,300	
	合計		490,000,000	489,982,300	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成17年2月22日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

中央青山監



代表社員  
関与社員 公認会計士

藤間義雄

関与社員 公認会計士

鳥飼裕一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本トレンド・マネーポートフォリオの平成16年1月14日から平成17年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トレンド・マネーポートフォリオの平成17年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

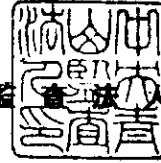
以上

# 独立監査人の監査報告書

平成18年2月21日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中


中央青山監査法人



指定社員 公認会計士  
業務執行社員

藤間義雄 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

鳥飼裕一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本トレンド・マネーポートフォリオの平成17年1月12日から平成18年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トレンド・マネーポートフォリオの平成18年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 財務諸表

## 日本トレンド・マネーポートフォリオ

## (1) 貸借対照表

科目	期別 注記 番号	(単位:円)	
		第9期 平成17年11月11日現在	第10期 平成18年11月11日現在
資産の部			
流動資産			
金銭信託		64,266,103	31,422,892
コール・ローン		290,197,056	585,672,938
現先取引勘定		319,999,880	679,835,440
流動資産合計		674,462,839	1,296,931,270
資産合計		674,462,839	1,296,931,270
負債の部			
流動負債			
未払解約金		36,521,454	125,300,274
未払受託者報酬		441	1,118
未払委託者報酬		2,794	6,710
その他未払費用		194	529
流動負債合計		36,524,883	125,308,631
負債合計		36,524,883	125,308,631
純資産の部			
元本			
元本		636,721,308	1,169,390,913
剰余金			
期末剰余金		1,216,648	2,231,726
(うち分配準備積立金)		(6,965)	(9,930)
剰余金合計		1,216,648	2,231,726
純資産合計		637,937,956	1,171,622,639
負債・純資産合計		674,462,839	1,296,931,270

## (2) 損益及び剰余金計算書

科目	期別 注記 番号	(単位:円)	
		第9期 自平成16年1月14日 至平成17年11月11日	第10期 自平成17年1月12日 至平成18年11月11日
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		12,547	16,631
営業収益合計		12,547	16,631
営業費用			
受託者報酬		1,053	1,780
委託者報酬		6,598	10,983
その他費用		451	829
営業費用合計		8,102	13,592
営業利益		4,445	3,039
経常利益		4,445	3,039
当期純利益		4,445	3,039
当期一部解約に伴う当期純損失分配額		2,496	6,866
期首剰余金		1,144,036	1,216,648
剰余金増加額		5,195,852	11,171,866
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(-)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(5,195,852)	(11,171,866)
剰余金減少額		5,130,181	10,166,693
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(5,130,181)	(10,166,693)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(-)	(-)
分配金		-	-
期末剰余金		1,216,648	2,231,726

重要な会計方針

項目	期別	第 9 期 自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	第 10 期 自平成17年1月12日 至平成18年1月11日
その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月12日から翌年1月11日までとなっており、ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとしたしますので、当計算期間は平成16年1月14日から平成17年1月11日までとなっております。	

(損益及び剰余金計算書関係)

	第 9 期 自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	第 10 期 自平成17年1月12日 至平成18年1月11日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	4,991 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	2,165 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	1,947 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	7,740 円
C 信託約款に定める収益調整金	1,241,583 円	C 信託約款に定める収益調整金	2,309,323 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	27 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	25 円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	1,248,548 円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	2,319,253 円
F 分配対象収益(一口当たり)	0.0019 円	F 分配対象収益(一口当たり)	0.0019 円
G 分配金額(一口当たり)	19 円	G 分配金額(一口当たり)	19 円
H 分配金額(一口当たり)	0 円	H 分配金額(一口当たり)	0 円
I 分配金額(一口当たり)	0 円	I 分配金額(一口当たり)	0 円

(1口当たり情報)

	第 9 期 平成17年1月11日現在	第 10 期 平成18年1月11日現在	
1口当たり純資産額	1.0019 円	1口当たり純資産額	1.0019 円
(1万口当たり純資産額)	(10,019 円)	(1万口当たり純資産額)	(10,019 円)

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

- (1) 株式  
該当事項はありません。
- (2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

	第 9 期 平成17年1月11日現在	第 10 期 平成18年1月11日現在	
期首元本額	600,851,045 円	期首元本額	636,721,308 円
期中追加設定元本額	2,734,831,491 円	期中追加設定元本額	5,880,183,279 円
期中解約元本額	2,698,961,228 円	期中解約元本額	5,347,513,674 円



## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 18 年 1 月 31 日現在です。

## &lt;ハイパー・ウェイブ&gt;

## 【純資産額計算書】

資産総額	23,525,316,158 円
負債総額	2,356,189,577 円
純資産総額 ( - )	21,169,126,581 円
発行済数量	55,678,362,316 口
1 単位当たり純資産額 ( / )	0.3802 円

## &lt;リバース・トレンド・オープン&gt;

## 純資産額計算書

資産総額	1,106,826,463 円
負債総額	337,704,972 円
純資産総額 ( - )	769,121,491 円
発行済数量	853,443,828 口
1 単位当たり純資産額 ( / )	0.9012 円

## &lt;日本トレンド・マネーポートフォリオ&gt;

## 純資産額計算書

資産総額	1,593,062,660 円
負債総額	209,789,857 円
純資産総額 ( - )	1,383,272,803 円
発行済数量	1,380,639,591 口
1 単位当たり純資産額 ( / )	1.0019 円

## 第5【設定及び解約の実績】

## &lt;ハイパー・ウェイブ&gt;

	設定数量(口)	解約数量(口)
第2計算期間	132,377,000,000	102,826,000,000
第3計算期間	56,589,070,241	47,501,937,207
第4計算期間	16,804,685,870	19,153,831,960
第5計算期間	12,007,655,604	30,422,810,286
第6計算期間	17,264,388,810	14,922,850,237
第7計算期間	29,521,951,754	16,859,325,697
第8計算期間	26,583,534,517	19,316,292,898
第9計算期間	30,148,181,651	31,777,838,029
第10計算期間	41,511,470,567	35,353,147,723
第11計算期間	53,062,456,012	54,058,076,283

## &lt;リバース・トレンド・オープン&gt;

	設定数量(口)	解約数量(口)
第2計算期間	14,095,649,158	15,306,528,785
第3計算期間	6,009,623,723	6,641,568,445
第4計算期間	998,875,273	1,159,396,850
第5計算期間	1,596,669,647	1,433,705,948
第6計算期間	1,806,402,975	1,952,617,688
第7計算期間	997,767,683	1,015,018,916
第8計算期間	1,344,309,338	1,385,693,020
第9計算期間	2,399,642,672	2,192,700,511
第10計算期間	1,179,736,529	1,239,070,368
第11計算期間	2,721,493,467	2,175,437,230

## &lt;日本トレンド・マネーポートフォリオ&gt;

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	358,330,505	85,021,980
第2計算期間	4,257,078,379	4,229,972,381
第3計算期間	2,916,875,416	2,847,753,208
第4計算期間	4,438,153,107	4,264,415,519
第5計算期間	2,525,935,689	2,847,891,576
第6計算期間	1,507,267,122	1,361,107,534
第7計算期間	1,106,789,417	1,248,686,676
第8計算期間	2,017,371,224	1,642,100,940
第9計算期間	2,734,831,491	2,698,961,228
第10計算期間	5,880,183,279	5,347,513,674

(注) 第1計算期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

**R100**

古紙/リサイクル配合率100%  
再生紙を使用しています

**日興AMmobile**



▶ 携帯電話サイトアドレス ◀

<http://www.nikkoam.com/i/>



QRコード

日興AM*mobile*



▶携帯電話サイトアドレス◀

<http://www.nikkoam.com/i/>



QRコード